資料１

長久手市こども計画

【素案】

令和９年度～令和 11 年度

令和８年１０月

長久手市

はじめに

市長あいさつが入ります

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1
　１　計画策定の背景と趣旨……1
　２　計画の位置づけ……2
　３　計画の期間……3
　４　計画の対象……4
　５　計画策定の進め方……5
第２章　こども・若者等を取り巻く状況……6
　１　統計データからみた長久手市の現状と推移……6
　２　こども・若者からの意見……19
　３　データからみる長久手市の課題……32
第３章　こども計画が目指すこと……34
　１　基本理念……34
　２　基本目標……35
　３　施策の体系……36
第４章　施策の展開……37
　基本目標１　こどもまんなかまちづくり……38
　基本目標２　母子の健康づくり……40
　基本目標３　こども・若者が健やかに成長するための支援……43
　基本目標４　安心して子育てができる環境の整備……46
　基本目標５　多様な状況のこども・若者への支援……52
第５章　量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）……57
　１　趣旨……57
　２　教育・保育提供区域の設定……57
　３　「量の見込み」と「確保方策」……58
　４　幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保……61
　５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保……63
　６　子育てのための施設等利用給付について……73
　７　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について……74
　８　教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保……75
第６章　計画の推進に向けて……76
　１　推進の体制……76
　２　計画の達成状況の点検及び評価……76

資料編..... 77
1　策定経過..... 77
2　長久手市子ども・子育て会議条例..... 79
3　令和８年度　長久手市子ども・子育て会議委員名簿..... 81

「こども」の表記について

こども家庭庁では平仮名の「こども」の使用を推奨しており、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。なお、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「児童」「生徒」などの表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

(1)特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2)特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。

① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)

② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名　等)

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

近年、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、全国的には、ひきこもりなど若者の自立をめぐることや、児童虐待、いじめ、不登校等、問題は深刻化・長期化しています。

また、若い世代において結婚や子育ての将来展望を描きにくい状況や、子育て当事者の負担感・不安、孤立感の高まりなどを背景に、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

こうした中、国は、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」を 2023（令和５）年に制定しました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが権利の主体として尊重され、健やかに成長し、自立した個人として生きていくことができる社会の実現を目指すものです。さらに、同法に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、従来の関連大綱を一体化した「こども大綱」が策定され、自治体においてもこども計画の策定が求められています。

長久手市（以下「本市」という。）では、これまで「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こどもがすくすく育つまち　ながくて」を基本理念として、各種施策を推進してきました。また、2026（令和８）年度には、「長久手市こどもの権利条例」を制定するなど、「こどもまんなか」の取組を進めています。

この度、これまで進めてきた取組に加え若者施策も含めた、こども・若者施策を総合的・計画的に推進する「長久手市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画では「こども基本法」の理念等を踏まえ、一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされ、こどもがすくすく育つまちを目指します。

■「こども基本法」の目的

こども基本法 第１条より

◆この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

■「こどもまんなか社会」について

こども大綱より

◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

➡「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

2　計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第 10 条第２項の規定に基づく「市町村こども計画」であり、「こども基本法」に基づいて策定された「こども大綱」を勘案し、本市のこども・若者施策の総合的・計画的な推進の方向性を示すものです。

国や県等の上位計画等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「ながくて未来図(第６次長久手市総合計画)」や各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、策定します。

また、本計画は、次のこども・若者施策に関連する計画等と一体化し、策定します。

■一体化する計画等

- 「こども基本法」第 10 条第２項の規定に基づく「市町村こども計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第９条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条に基づく「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく「市町村行動計画」
- 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（2023 年 3 月 31 日付け厚生労働省子ども家庭局通知)」に基づく「母子保健計画」

■計画関係図

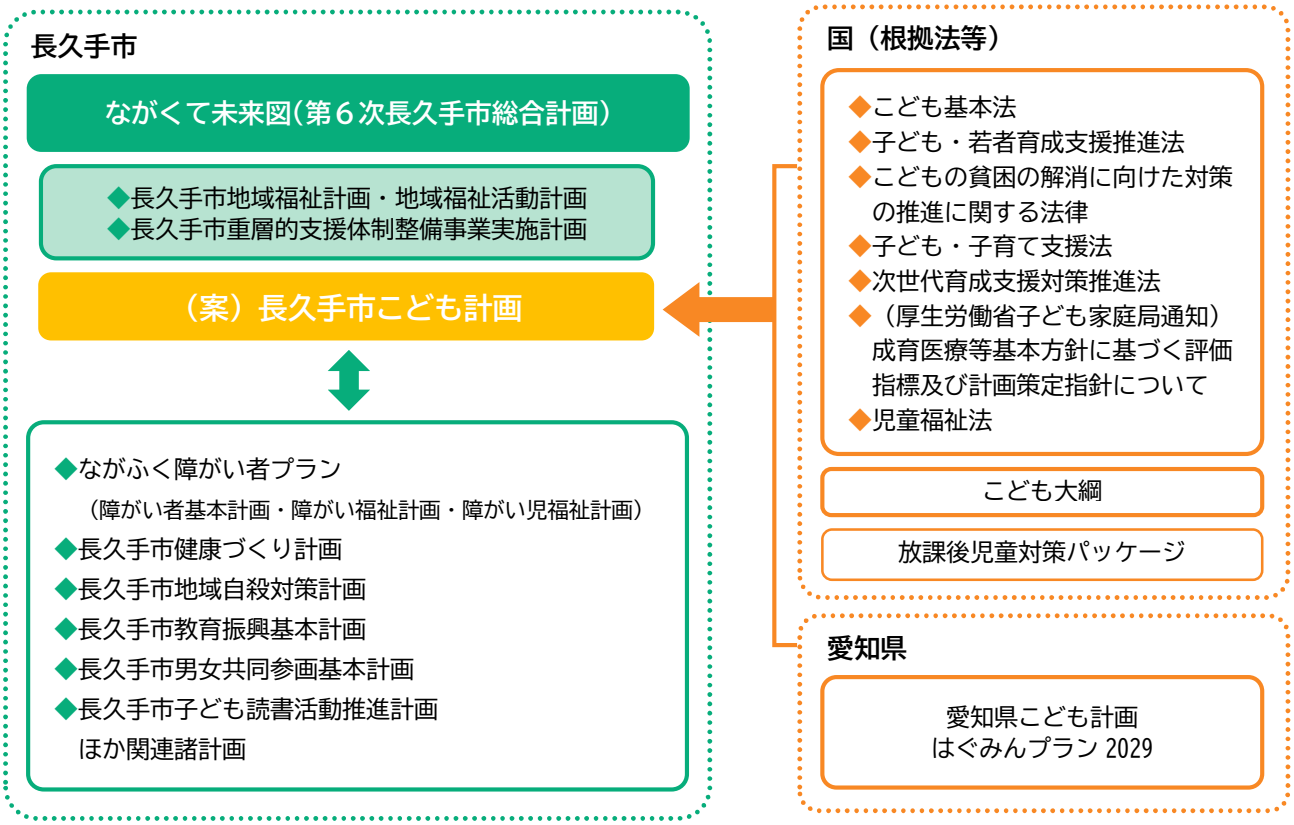

3 計画の期間

本計画の計画期間は、2028（令和９）年度から 2030（令和 11）年度までの３年間とします。また、本計画と一体とする「第３期長久手市子ども・子育て支援事業計画」の期間は 2025（令和７）年度から 2030（令和 11）年度であり、本計画と併せて、最終年度である 2030（令和 11）年度に見直しを行います。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

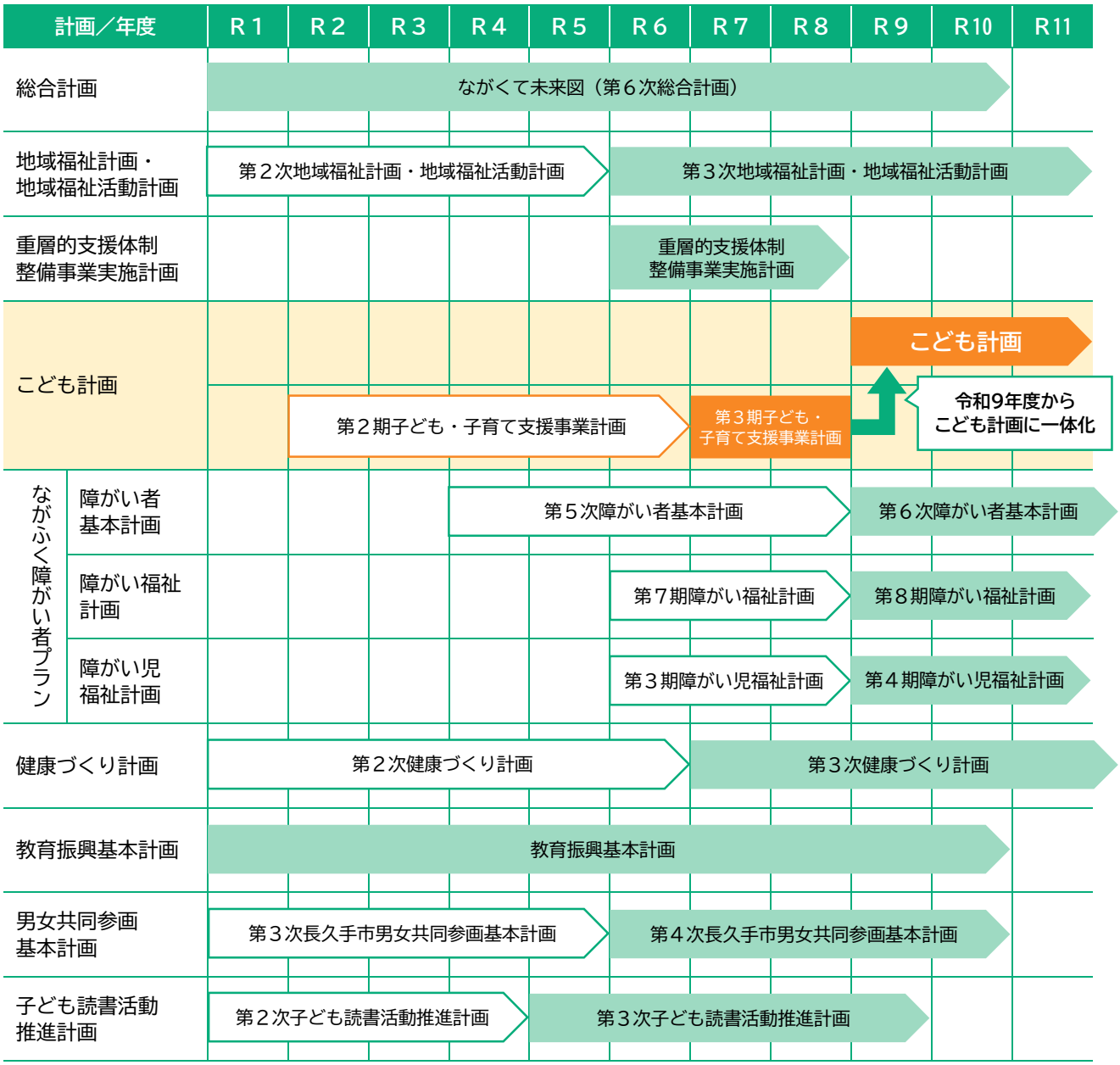

4 計画の対象

本計画は、こども・若者、妊婦、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

本計画において、「こども」とは、こども基本法第２条に基づき「心身の発達の過程にある者」という考え方を踏まえ、施策を計画していく上では、子ども・子育て支援法第６条に基づき、概ね 18 歳未満を指すものとします。「若者」は、青年期（概ね 18 歳から概ね 30 歳未満まで）を指すものとしますが、一部事業については 40 歳未満までを対象とする場合があります。

■「こども」の定義と「こども施策」について

こども基本法 第２条より

◆この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

◆この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

5 計画策定の進め方

（１）計画策定の体制

本計画の策定は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、検討委員会を中心として庁内で協議するとともに、条例に基づく機関であり、学識経験者、こどもの保護者、福祉等に関する団体または機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。

（２）計画策定の方法

❶こども・若者アンケート実施

市内公立小学校５年生、市内公立中学校２年生、市内在住 15～29 歳を対象として、2025（令和７）年度に「こども・若者の「生活」や「気持ち」に関するアンケート調査」を行いました。

調査の概要は、第２章に掲載しています。

❷こどもの意識に関するヒアリング調査

児童養護施設のこどもや日本語が上手に話せない外国籍のこども及びその関係者や児童館スタッフ等にヒアリングを実施しました。

❸「庁内検討委員会」による検討

庁内のこども・若者施策関係課により構成される「庁内検討委員会」において、庁内のこども・若者施策、計画案についての意見交換などを行い、検討しました。

❹「長久手市子ども・子育て会議」による審議

学識経験者、こどもの保護者、福祉等に関する団体または機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」において、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

❺パブリックコメントの実施

計画案について、パブリックコメントを実施しました。

第２章　こども・若者等を取り巻く状況

1　統計データからみた長久手市の現状と推移

（１）人口・世帯の状況

❶人口の状況

○本市の総人口は増加傾向にあり、2020（令和２）年では 60,162 人となっています。
○年齢３区分別人口は、年少人口及び老年人口で継続して増加、生産年齢人口は増加していたものの 2020（令和２）年に減少に転じています。

■年齢３区分別人口の推移

R７国調データが発表され次第更新

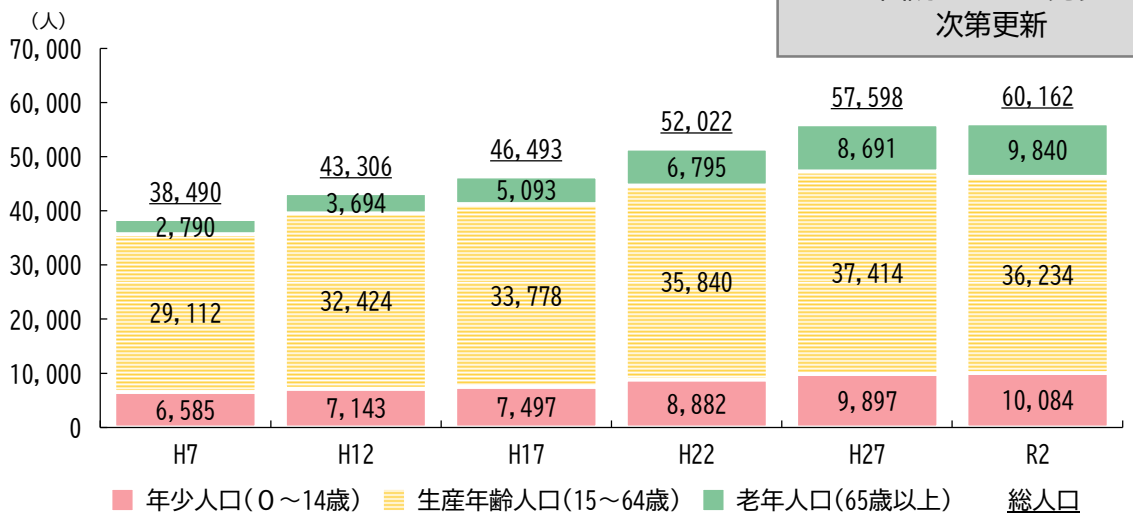

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

○本市の 18 歳未満のこども人口は 2021（令和３）年以降減少傾向となっています。
○内訳をみると、０～11 歳は概ね減少傾向、12～17 歳は継続して増加しています。

■こども（18 歳未満）人口の推移

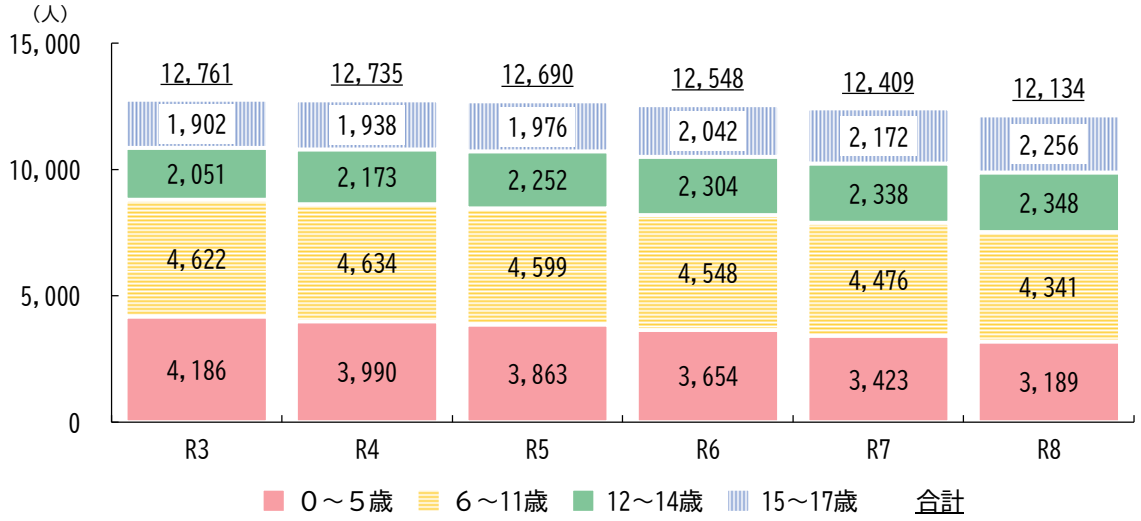

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

〇本市の 18～39 歳の若者人口は継続して減少しています。
〇内訳をみると、18～21 歳は概ね増加傾向、22～29 歳は増減しながら推移、30～39 歳は概ね減少傾向となっています。

■若者人口（18～39 歳）の推移

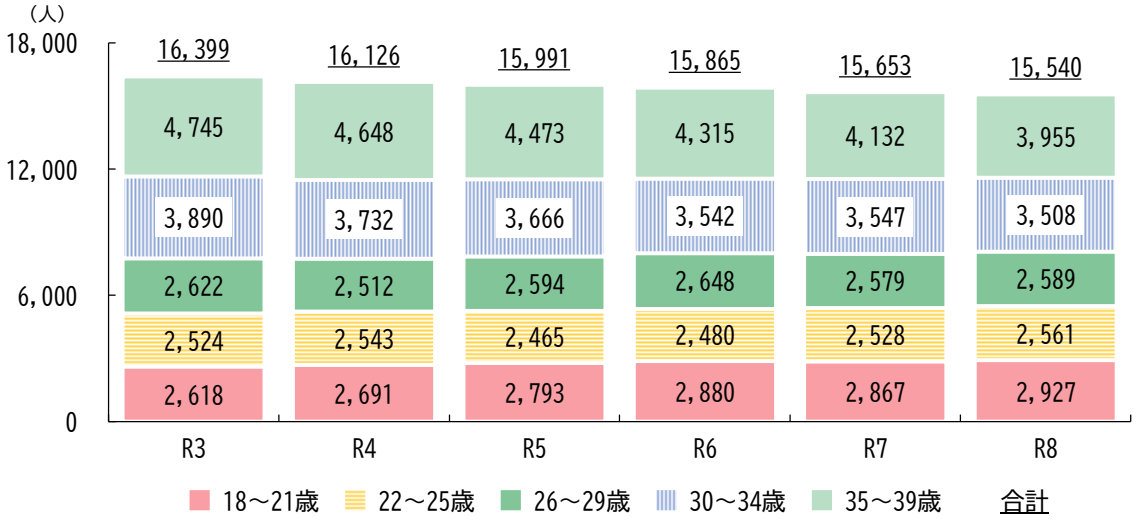

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

❷世帯の状況

〇一般世帯数及び世帯あたり人員数について、一般世帯数は継続して増加、世帯あたり人員は増減しながら減少傾向となっています。

Ｒ７国調データが発表され次第更新

■一般世帯数及び世帯あたり人員数の推移

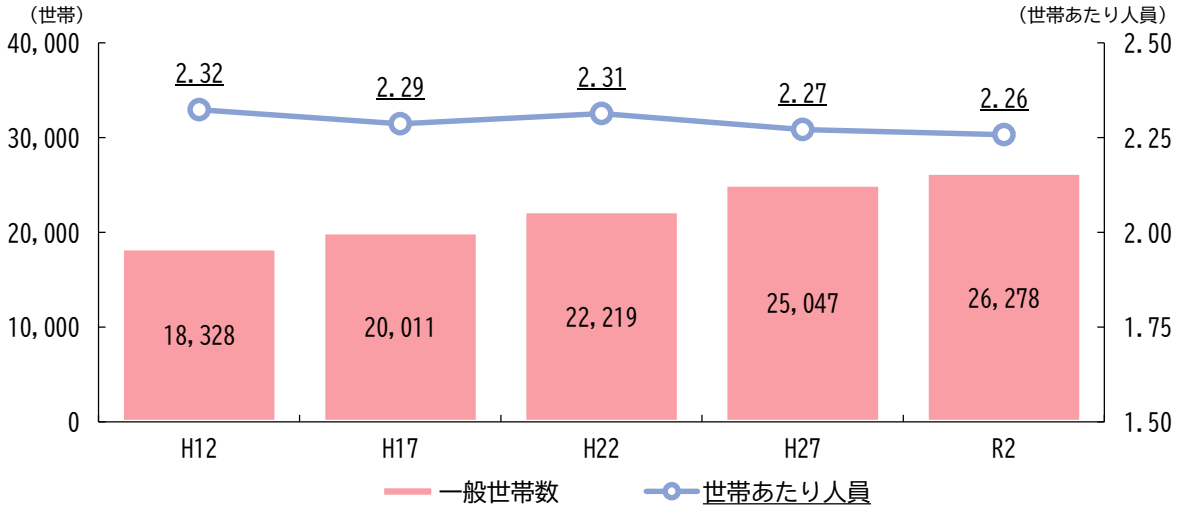

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

○世帯構成について、核家族世帯割合は継続して上昇し続けており、2020（令和２）年では 56.7%となっています。一方、単独世帯割合及び核家族以外の世帯割合は下降しています。

■世帯構成割合の推移　※「不詳」世帯数を除いて算出

Ｒ７国調データが発表され次第更新

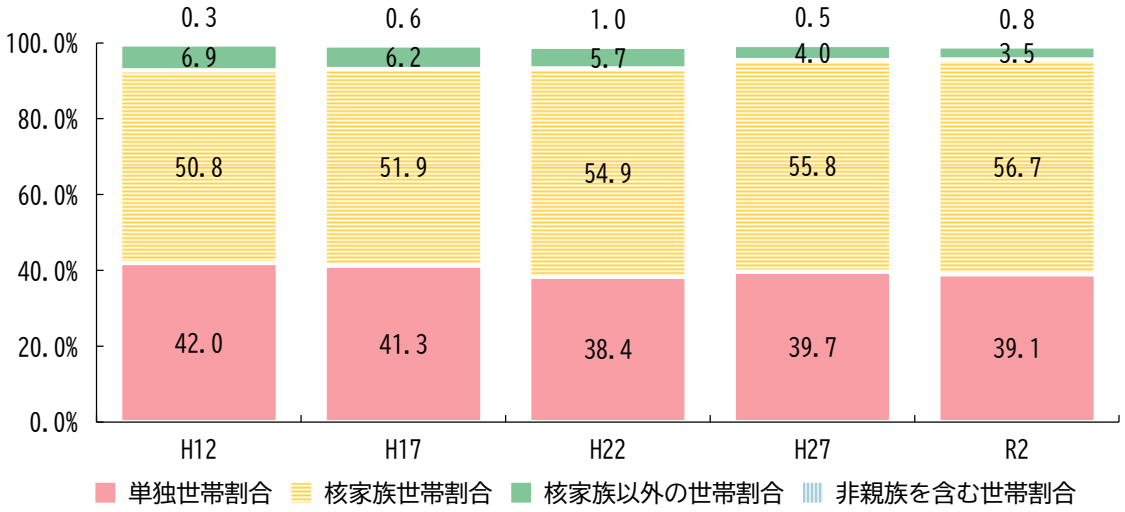

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

○こどものいる世帯について、18 歳未満親族のいる世帯は継続して増加しており、2020（令和２）年で 7,002　世帯となっています。

■こどものいる世帯の推移

Ｒ７国調データが発表され次第更新

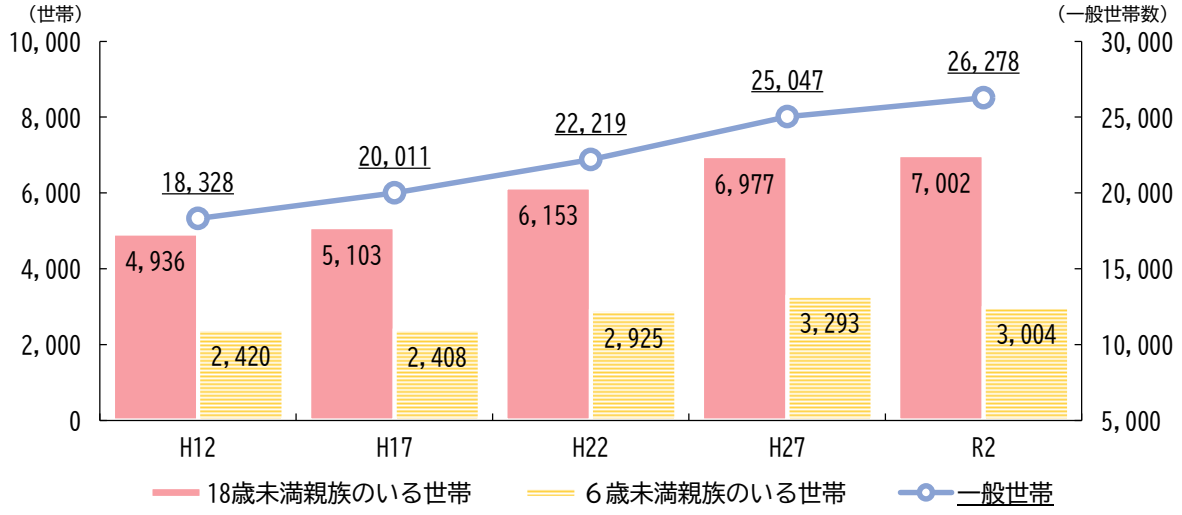

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

（２）人口動態の状況

❶人口動態統計

		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	愛知県 令和５年	全国 令和５年
人口		61,503	60,162	60,488	61,024	61,183	7,480,897	121,193,394
出生	総数	647	636	526	583	511	48,402	727,288
	男性	333	336	271	315	270	24,674	372,603
	女性	314	300	255	268	241	23,728	354,685
	率	10.5	10.6	8.7	9.6	8.4	6.5	6.0
死亡	総数	316	313	295	374	371	80,557	1,576,016
	男性	169	168	147	208	191	42,676	802,536
	女性	147	145	148	166	180	37,881	773,480
	率	5.1	5.2	4.9	6.1	6.1	10.8	13.0
自然増減	実数	331	323	231	209	140	−32,155	−848,728
	率	5.4	5.4	3.8	3.4	2.3	△4.3	△7.0
乳児死亡（再掲）	総数	2	3	1	0	2	90	1,326
	男性	1	2	1	0	1	42	696
	女性	1	1	0	0	1	48	630
	率	3.1	4.7	1.9	0.0	3.9	1.9	1.8
新生児死亡（再掲）	総数	0	3	0	0	1	41	600
	率	0.0	4.7	0.0	0.0	2.0	0.8	0.8
死産	総数	5	5	11	3	5	924	15,534
	自然	2	2	6	1	3	475	7,152
	人工	3	3	5	2	2	449	8,382
	率	7.7	7.8	20.5	5.1	9.7	18.7	20.9
周産期死亡（再掲）	総数	0	1	2	0	2	152	2,404
	妊娠満 22 週以降の死産	0	0	2	0	1	120	1,943
	早期新生児死亡	0	1	0	0	1	32	461
	率	0.0	1.6	3.8	0.0	3.9	3.1	3.3
婚姻	実数	321	290	272	317	290	31,759	474,741
	率	5.2	4.8	4.5	5.2	4.7	4.2	3.9
離婚	実数	85	78	84	79	85	10,928	183,814
	率	1.38	1.30	1.39	1.29	1.39	1.46	1.52

資料：愛知県衛生年報（率は（注３）の計算式に基づき算出）

（注１）市の基礎人口は、各年 10 月 1 日現在の愛知県県民文化部統計課発表の推計人口

全国及び県の基礎人口は、総務省統計局「人口推計（令和５年 10 月 1 日現在)」による

（注２）用語の説明

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの

乳児死亡：生後 1 年未満の死亡

新生児死亡：生後 4 週未満の死亡

早期新生児死亡：生後 1 週未満の死亡

死産：妊娠満 12 週以後の死児の出産

周産期死亡：妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

（注３）率算出の計算式

$$\text{出生率・死亡率・自然増減率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率・新生児死亡率} = \frac{\text{乳児死亡・新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満 22 週以後の死産数＋早期新生児死亡数}}{\text{出生数＋妊娠満 22 週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{死産}}{\text{出産（出生＋死産）数}} \times 1,000$$

❷出生・死亡、転入・転出による人口変動の状況

○出生数・死亡数について、継続して出生数が死亡数を超過して推移しています。一方、増減数は出生数の低下とともに年々減少しています。

■出生数・死亡数の推移

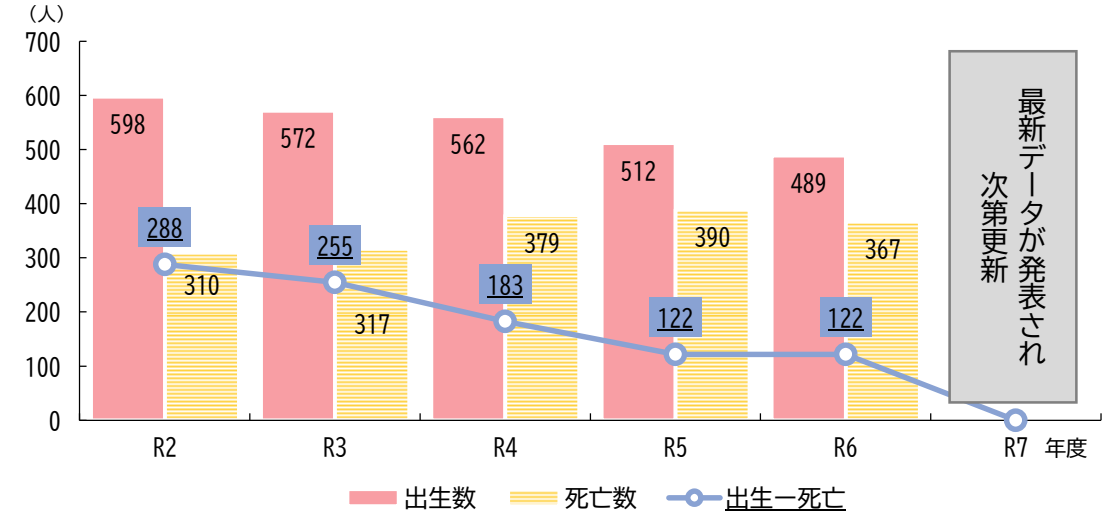

資料：ながくての統計 2025（各年４月１日現在）

○転入数・転出数について、継続して転入数が転出数を超過して推移しています。

■転入数・転出数の推移

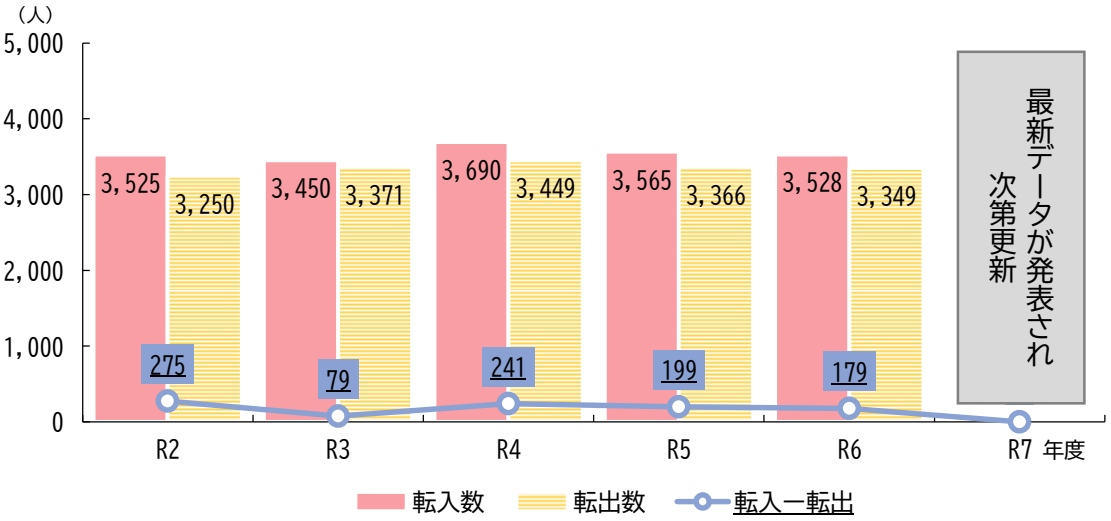

資料：ながくての統計 2025（各年４月１日現在）

○人口動態について、継続して人口増で推移しているものの、低下しており、2021（令和３）年度以降は 300～400 人台の人口増となっています。

■人口動態の推移

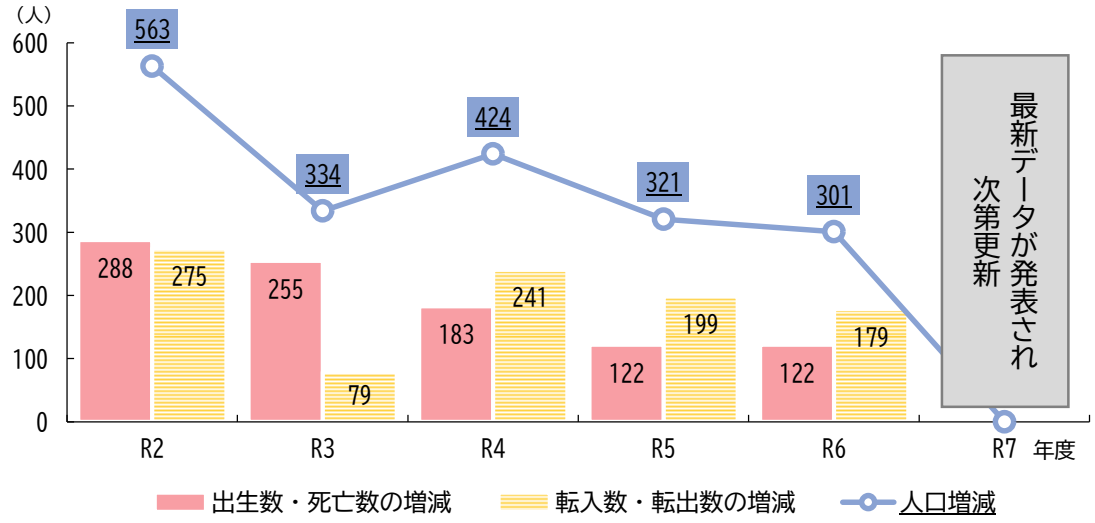

資料：ながくての統計 2025（各年４月１日現在）

❸出生率の状況

○本市の出生率について、継続して概ね減少傾向にあり、2024（令和６）年では 7.7 となっています。
○全国・愛知県と比較すると、本市の出生率は 2018（平成 30）年以降すべての年で上回っています。

■出生率の推移（全国・愛知県比較）

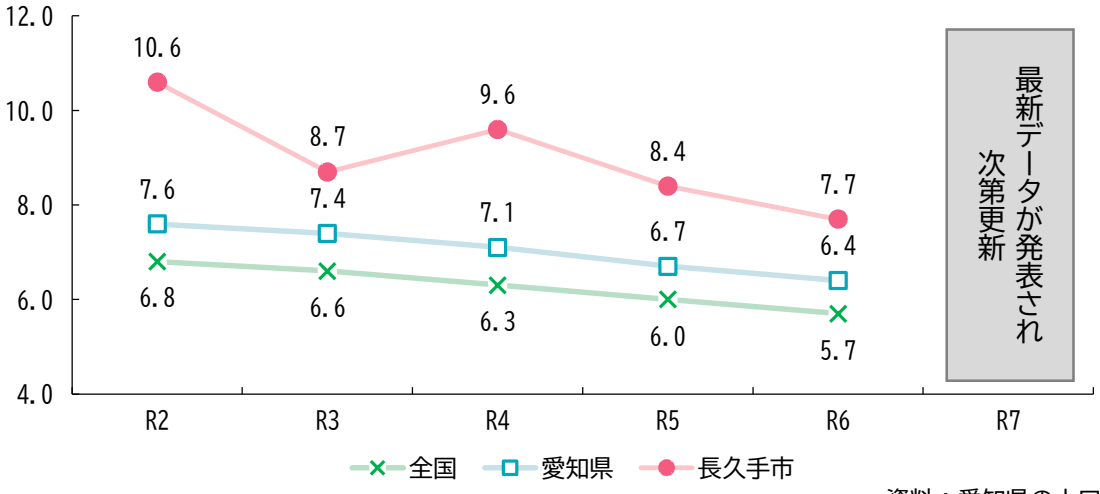

資料：愛知県の人口動態統計

○本市の 2018（平成 30）～2022（令和４）年の合計特殊出生率は 1.64 となっており、全国、愛知県と比較して上回っています。

■合計特殊出生率の推移（全国・愛知県比較）　※H19 までは「長久手町」の値

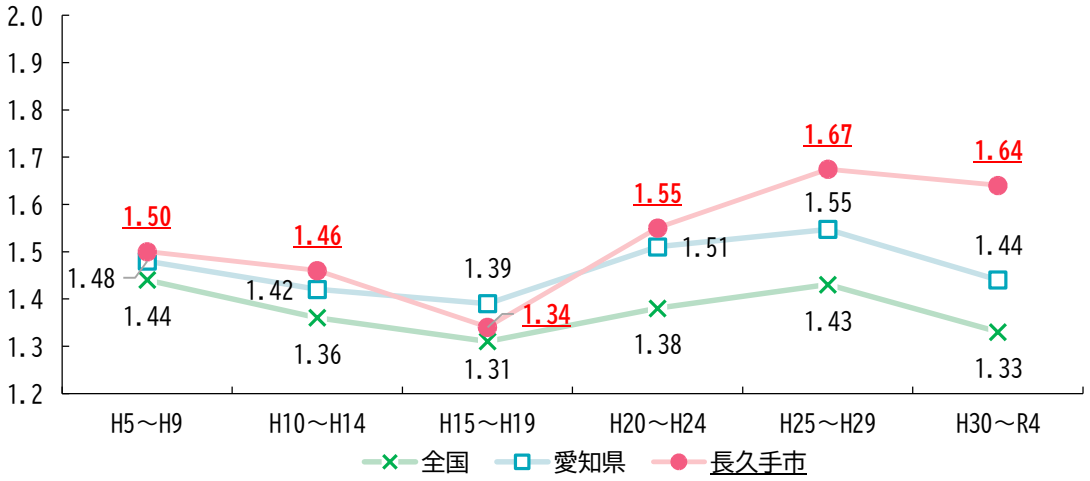

資料：人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）

❹婚姻・離婚の状況

○婚姻、離婚について、いずれも概ね横ばいとなっており、2024（令和６）年では婚姻数が 293 件、離婚数が 69 件となっています。

■婚姻・離婚の状況

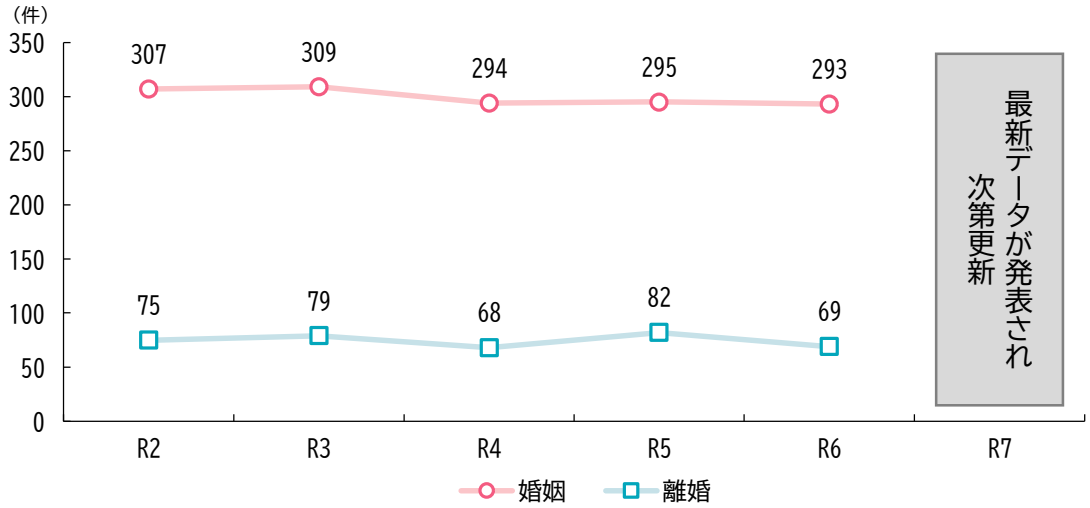

資料：ながくての統計 2025（各年 12 月 31 日現在）

（３）働く女性の状況

❶女性の労働力率の状況

○本市の女性の年齢別労働力率について、出産、育児の時期にあたる 30 歳代で労働力率が低下し、育児が一段落してきた 40 代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。

○経年変化をみると、2010（平成 22）年から 2020（令和２）年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に 35～39 歳、60～64 歳の労働力率はそれぞれ 10 ポイント以上増加しています。

■女性の年代別労働力率の状況

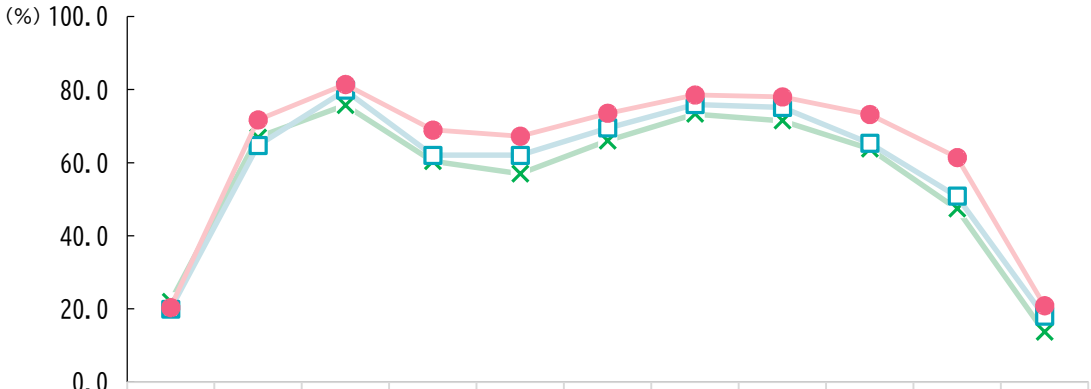

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
H22	22.0	66.9	75.7	60.4	57.0	66.0	73.3	71.5	63.8	47.4	13.7
H27	19.9	64.7	79.8	62.0	62.0	69.5	75.9	75.1	65.3	50.8	18.0
R2	20.4	71.7	81.4	68.9	67.2	73.5	78.5	78.0	73.2	61.4	20.9

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

○2020（令和２）年の女性の年齢別労働力率を全国、愛知県と比較すると、本市の 20～64 歳の女性の年齢別労働力率は全国、愛知県を下回っています。

■女性の年代別労働力率の状況（全国・愛知県比較）

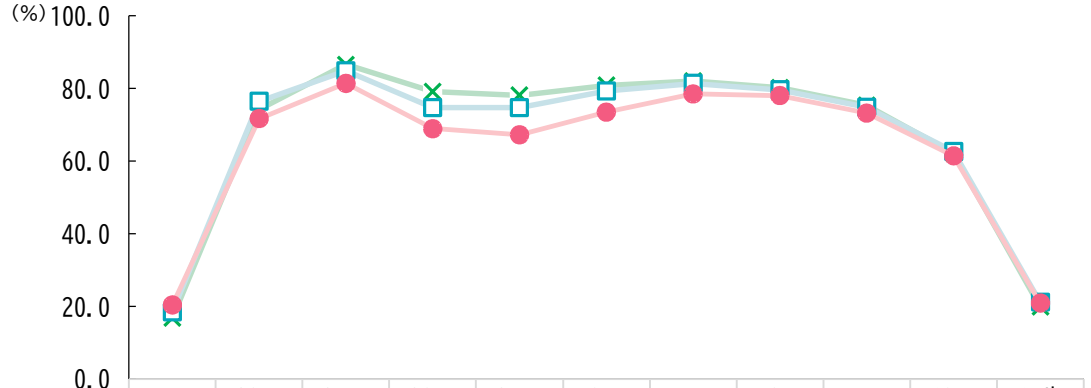

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9
愛知県	18.5	76.4	84.9	74.7	74.7	79.3	81.4	79.6	74.8	62.6	21.2
長久手市	20.4	71.7	81.4	68.9	67.2	73.5	78.5	78.0	73.2	61.4	20.9

資料：国勢調査（令和２年 10 月１日現在）

（４）教育・保育及び学校教育の状況

❶教育・保育施設の状況

【幼稚園】

〇2025（令和７）年現在、幼稚園は市内に３園となっています。

〇本市の幼稚園在園児数は継続して減少しており、2025（令和７）年では 553 人となっています。

■幼稚園数・園児数の推移

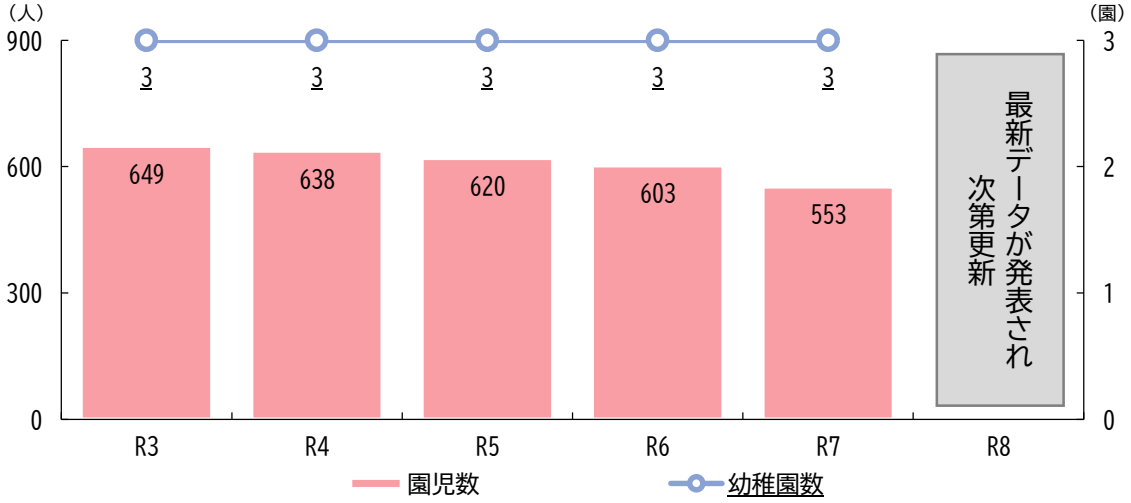

資料：ながくての統計 2025（各年５月１日現在）

【保育所（特定地域型保育園、認可外保育所を除く）】

〇市内の保育所は 2024（令和６）年に２園増加し、現在 13 園となっています。

〇本市の保育所在園児数は継続して増加していましたが、2023（令和５）年をピークに減少に転じ、2025（令和７）年では 1,411 人となっています。

〇定員数をみると、全体では定員に対して利用者が下回っていますが、保育所によっては定員を超過した利用者がいる状況となっています。

■保育所数・園児数の推移

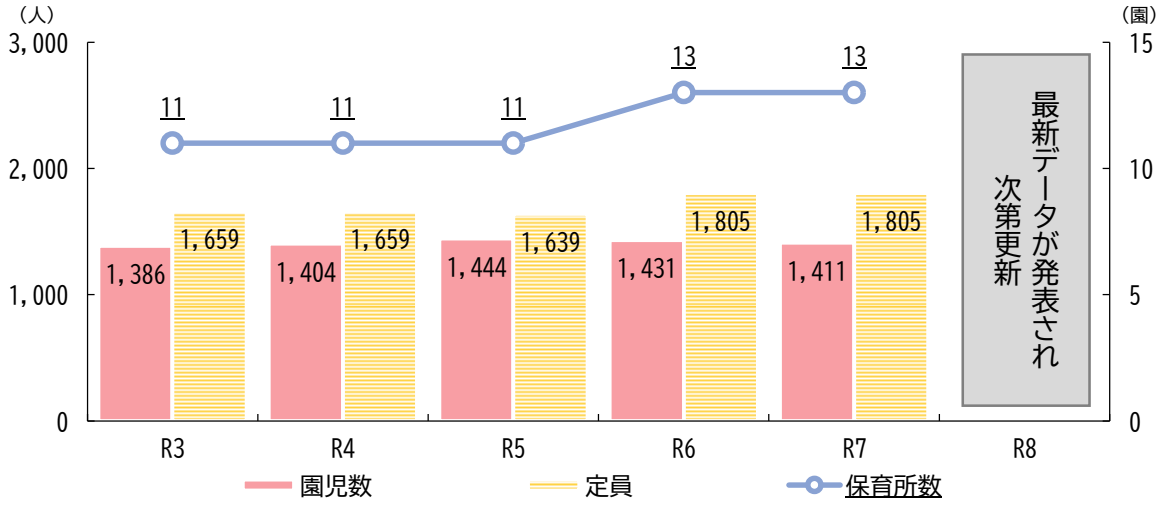

資料：ながくての統計 2025（各年４月１日現在）

❷小学校の状況

〇本市の小学校児童数は 2021（令和３）年以降継続して減少しており、2025（令和７）年では 4,385 人となっています。

〇小学校別にみると、特に東小学校では継続して児童数が増加しています。

■小学校児童数の推移

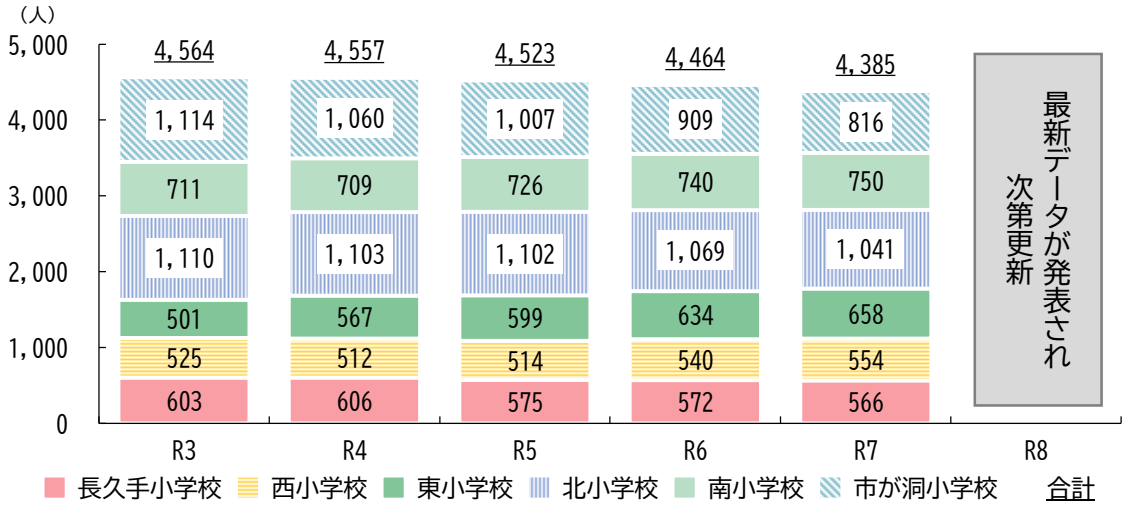

資料：ながくての統計 2025（各年５月１日現在）

❸中学校の状況

〇本市の中学校生徒数は継続して増加しており、2025（令和７）年では 2,098 人となっています。

〇中学校別にみると、長久手中学校、北中学校において継続して生徒数が増加しています。

■中学校生徒数の推移

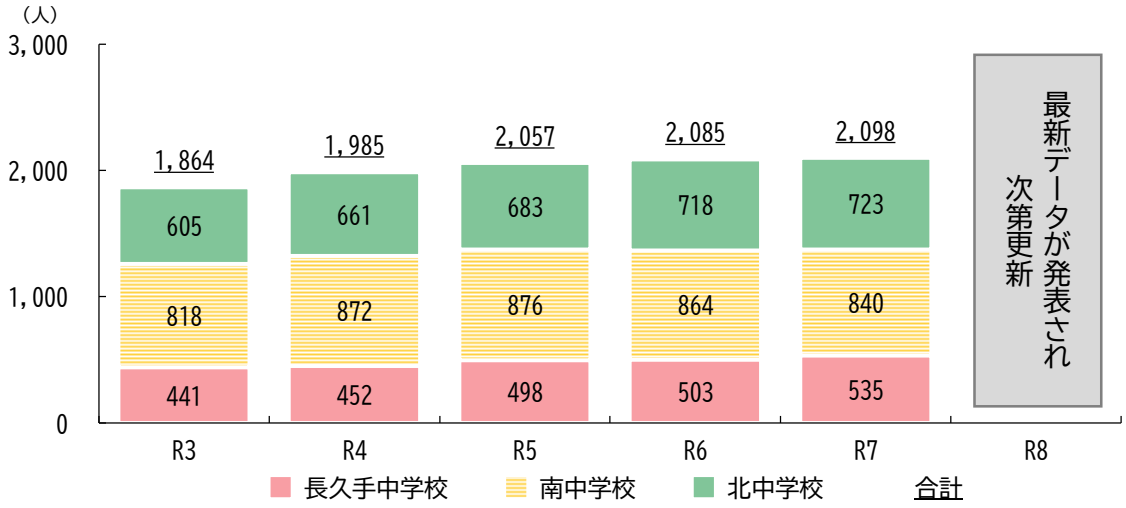

資料：ながくての統計 2025（各年５月１日現在）

（５）支援を必要とするこどもの状況

❶ひとり親世帯の状況

○ひとり親世帯数について、継続して増加していましたが、2015（平成 27）年をピークに減少に転じ、2020（令和２）年では 251 世帯となっています。

○18 歳未満のこどもがいる世帯に占める割合は、増減しながら４％前後で推移しています。

Ｒ７国調データが発表され次第更新

■ひとり親世帯数・18 歳未満のこどもがいる世帯数に占める割合の推移

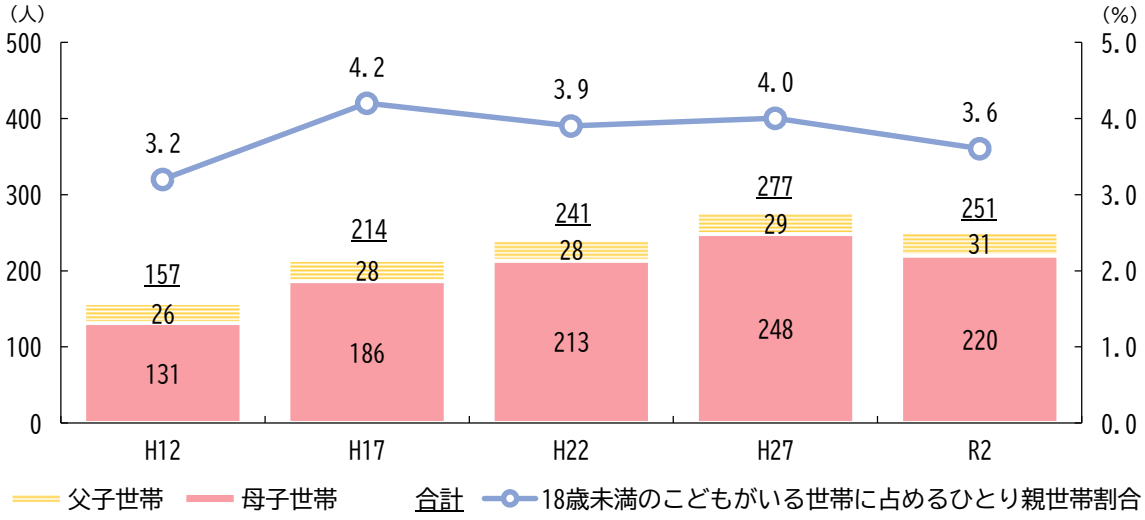

資料：国勢調査（各年 10 月１日現在）

❷就学援助の状況

○小学生の就学援助認定者数について、認定者数と認定率（全小学生に占める認定者の割合）は増減しながら減少傾向となっており、2025（令和７）年度は認定者数が 200 人、認定率は 4.6%となっています。

■就学援助認定者数・認定率の推移（小学生）

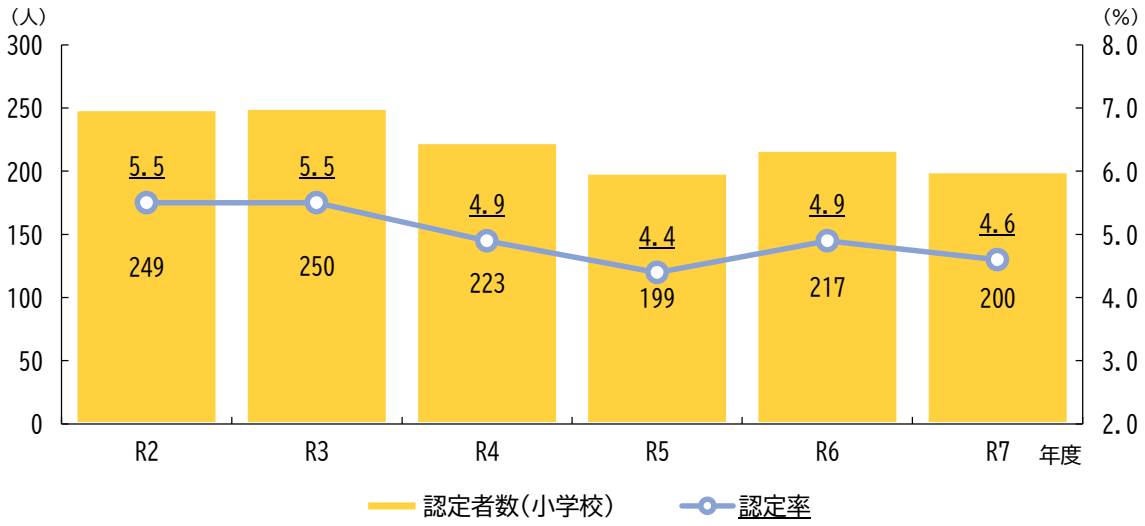

資料：教育総務課調べ（認定者数；各年度３月 31 日現在、児童数；各年５月１日現在）

○中学生の就学援助認定者数について、認定者数と認定率（全中学生に占める認定者の割合）は 2022（令和４）年度をピークに減少に転じ、2025（令和７）年度は認定者数が 136 人、認定率が 6.5%となっています。

■就学援助認定者数・認定率の推移（中学生）

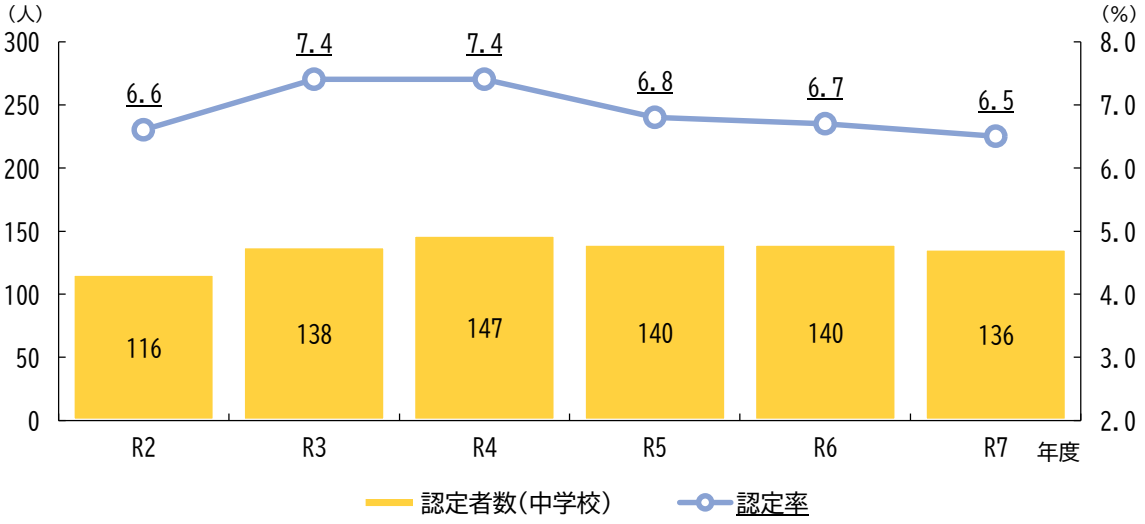

資料：教育総務課調べ（認定者数；各年度３月 31 日現在、児童数；各年５月１日現在）

2　こども・若者からの意見

❶アンケート調査の実施概要

当事者であるこどもや若者の意識を把握し、意見やニーズを反映した計画とするため、２種類のアンケート調査を行いました。

実施概要は以下のとおりです。

■小中学生調査　実施概要

調査の期間	令和７年５月７日～６月 30 日		調査の対象	市内の公立小学校５年生、市内の公立中学校２年生	
調査方法	学校を通じた案内の配布・ＷＥＢ回答				
配布数	1,407 件	回収数	1,139 件	回収率	81.0%

■15～29 歳調査　実施概要

調査の期間	令和７年９月 12 日～９月 26 日		調査の対象	市内在住の 15～29 歳の方から無作為抽出	
調査方法	郵送配布・郵送回答及びＷＥＢ回答				
配布数	1,000 件	回収数	181 件	回収率	18.1%

❷小中学生調査の結果（一部抜粋）

【基本属性】

○学年は、「小学５年生」が 44.8%、「中学２年生」が 55.2%となっています。

○居住地は、小中学生全体で「市が洞小学校区」が 27.1%と最も高く、次いで「南小学校区」が 18.2%となっています。

■学年

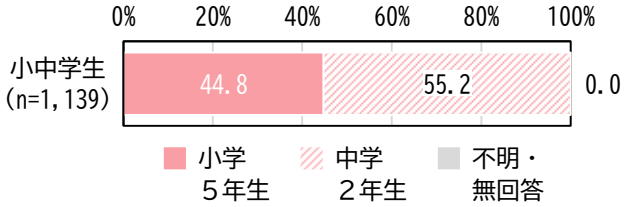

■居住地

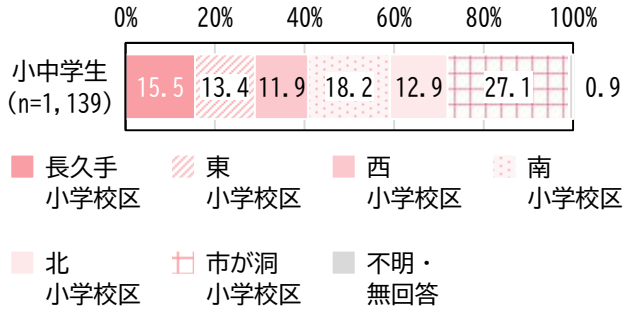

【居場所について】

○「学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所」については、小中学生全体で「自宅」が 71.9%と最も高く、次いで「児童クラブなど・学童保育・部活動・塾、習い事など」が 10.3%、「公園」が 10.1%となっています。学年別では、「自宅」が中２で 84.6%と、小５と比べて 28.3 ポイント高くなっています。

○「過ごすことが一番多い場所の居心地の良さ」については、小中学生全体で『居心地が良い』（「居心地が良い」と「どちらかといえば居心地が良い」の合算）が 95.9%、『居心地が良くない』（「あまり居心地が良いとは思わない」と「居心地が良くない」の合算）が 3.8%となっています。学年別では、いずれの学年も『居心地が良い』が９割を超えている一方で、『居心地が良くない』が小５で 4.9%、中２で 2.9%と一定数みられます。

■学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所（上位３位）

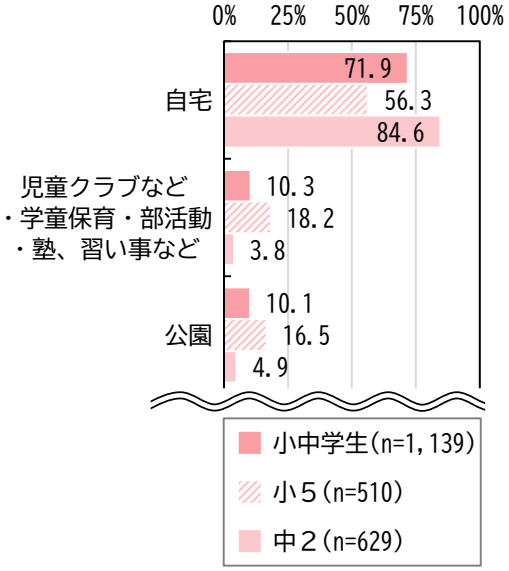

■過ごすことが一番多い場所の居心地の良さ
※自宅等で過ごしている小中学生

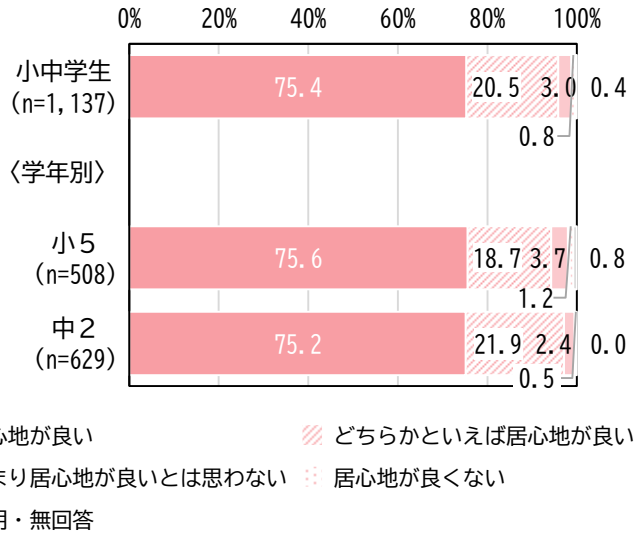

○「一番安心できる居場所」については、小中学生全体で「自宅」が 85.2%と最も高く、次いで「おじいさん・おばあさんや親戚の家」が 3.8%、「友達の家」が 2.6%となっています。なお、「どこにもない」は 1.6%と低いものの、一定数みられます。学年別では、いずれの学年も「自宅」が８割を超えて高くなっています。

■一番安心できる居場所（上位３位）

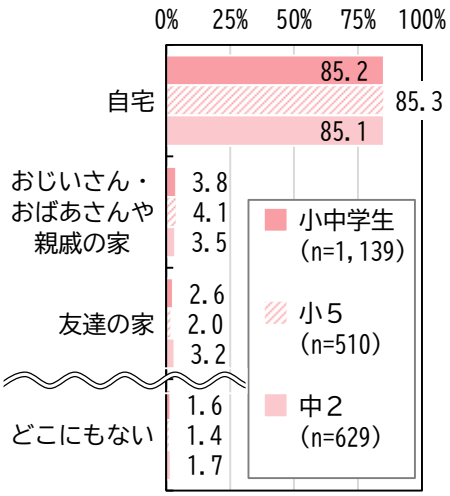

ほとんどのこどもが、学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所を居心地が良いと感じています。一方で、学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所の上位３位と一番安心できる居場所の上位３位が異なっています。こども達が安心して過ごせるよう、居場所の環境整備が求められます。

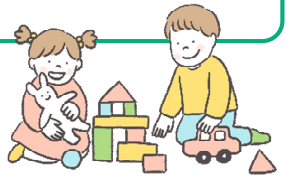

【インターネットの利用について】

○「学校のもの以外のスマートフォン・パソコン・タブレットを自由に使うことができるか」については、小中学生全体で『使える』(「自由に使える」と「制限はあるが、使える」の合算）が 89.0%、『使えない（使わない)』(「ほとんど使えない（使わない)」と「使えない（使わない)」の合算）が 10.5%となっています。学年別では、『使える』が小５で 80.9%、中２で 95.5%となっています。特に、制限なしの「自由に使える」が中２で 45.9%と、小５と比べて 17.9 ポイント高くなっています。

○「学校のもの以外のスマートフォン等を「自由に使える」」と答えた 432 人のうち、下校後の１日あたりの使用時間は、小中学生全体で「４時間以上」が 24.5%と最も高く、次いで「２時間～３時間」が 22.5%、「１時間～２時間」が 20.8%となっています。学年別では、小５で「１時間未満」が 25.9%、中２で「４時間以上」が 27.7%と、それぞれ最も高くなっています。

■学校のもの以外のスマートフォン・パソコン・タブレットを自由に使うことができるか

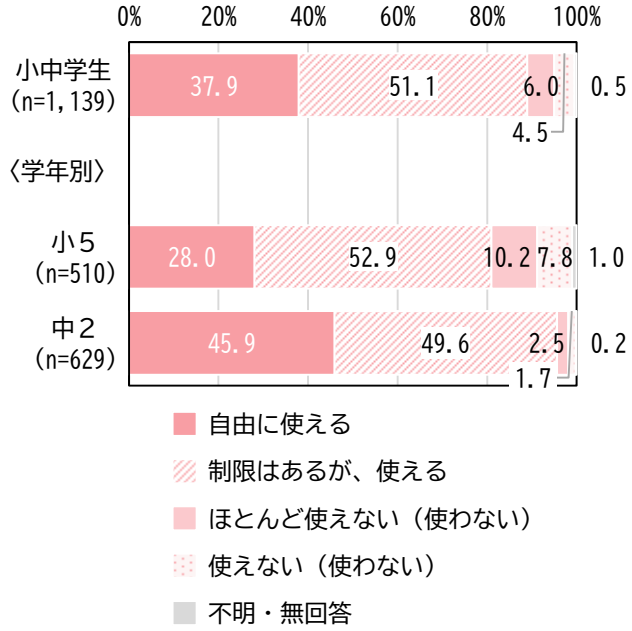

■下校後のスマートフォン等の１日あたりの使用時間
※スマートフォン等が自由に使える小中学生

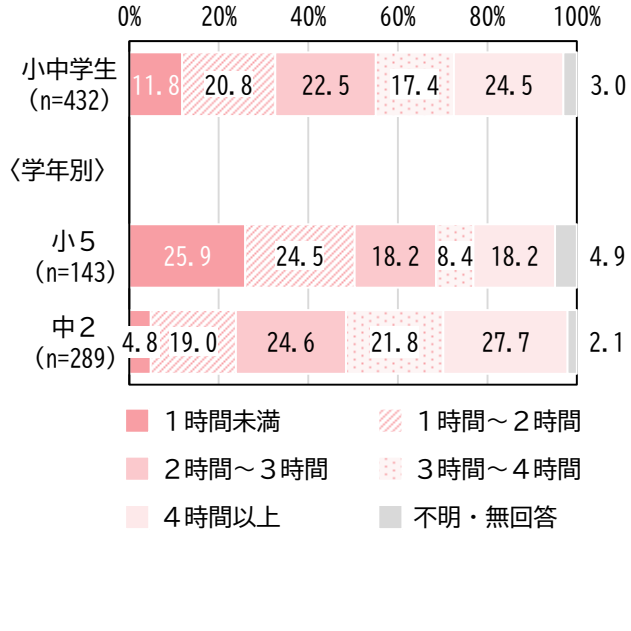

９割近くのこどもがスマートフォン・パソコン・タブレットを使える環境で生活しています。また、年齢が上がるほど自由に使えるこどもが多く、利用時間も長くなっています。低年齢のこどもへのインターネット普及が進んでいることが伺えるため、ＳＮＳ等を利用した犯罪等の防止に向けた取組の強化が求められます。

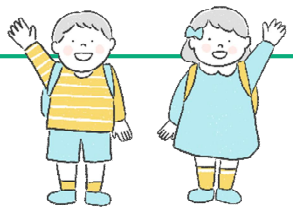

【家族のお世話の有無について】

○「家族の中に、あなたがお世話をしている人がいるか（ペットをのぞく）」については、小中学生全体で「いる」が 29.9%、「いない」が 69.3%となっています。学年別では、「いる」が小５で 42.9%、中２で 19.2%となっています。

家族のお世話をしているこどもは３割近くいます。そのうち、お世話の内容として、育児、通訳を挙げているこどもがおり、ヤングケアラーが隠れていることも考えられるため、早期発見、早期対応に向けた現状把握が求められます。



■家族の中に、あなたがお世話をしている人がいるか（ペットをのぞく）

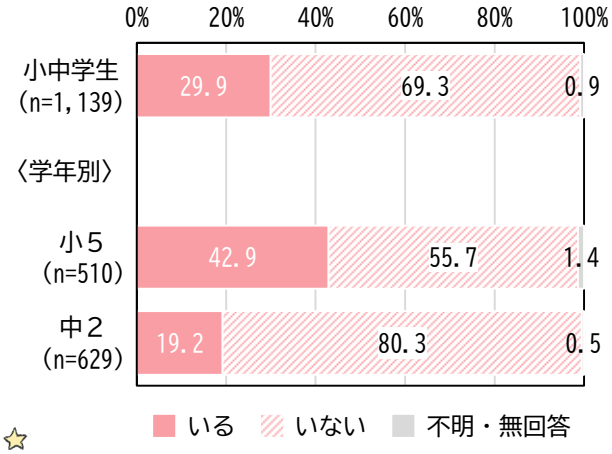

【地域での過ごし方について】

○「学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うこと」については、小中学生全体で「スポーツ」が 38.5%と最も高く、次いで「自然や動物・植物にふれる」が 31.7%、「特にない」が 29.9%となっています。学年別では、「特にない」を除いて、いずれの学年も「スポーツ」が最も高く、小５で 44.9%、中２で 33.4%となっています。

スポーツにもっと取り組みたいと考えているこどもが４割近くいます。一方、後述する 15～29 歳調査においては、「芸術」が最も高くなっており、年代に応じた取組を充実していく必要があります。



■学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うこと

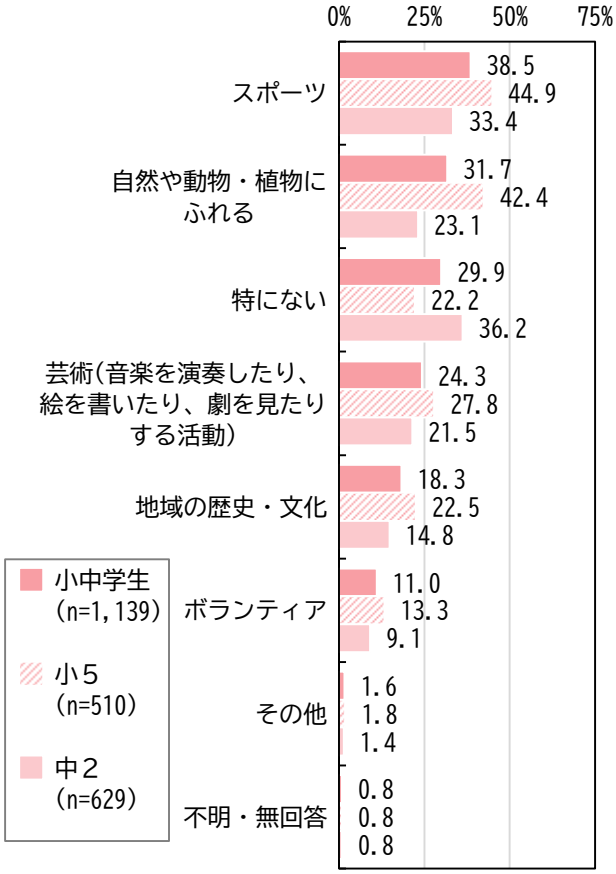

【いじめについて】

○「これまでいじめられていたことがあったか」については、小中学生全体で『あった』(「よくあった」と「ときどきあった」の合算) が 14.2%、『なかった』(「あまりなかった」と「なかった」) が 84.8%となっています。学年別では、『あった』が小５で 18.6%、中２で 10.6%となっています。

○「これまでいじめられている子を見たことがあったか」については、小中学生全体で『あった』が 20.9%、『なかった』が 77.8%となっています。学年別では、『あった』が小５で 20.0%、中２で 21.7%となっています。

■これまでいじめられていたことがあったか

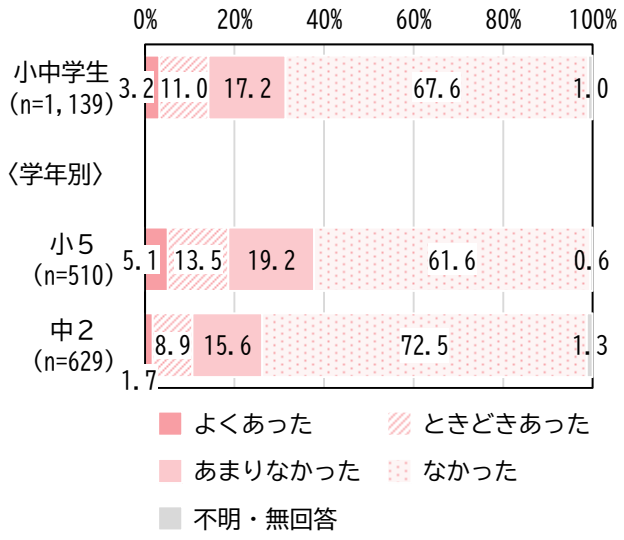

■これまでいじめられている子を見たことがあったか

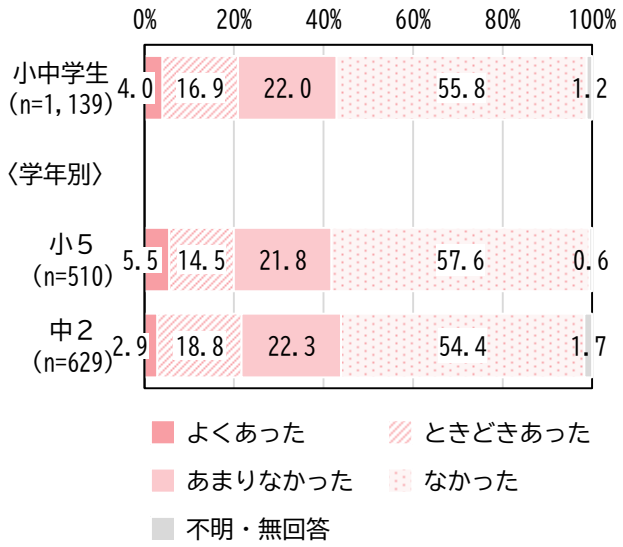

１割を超えることもが、これまでにいじめを経験している、又は、いじめを目撃したことがあると回答しています。いじめを防ぐための取組や、安心して相談できる体制の充実が求められます。



【相談について】

○「何か困ったことがあったら相談できずそのままにすることがあったか」については、小中学生全体で『そうしている』(「いつもそうしている」と「ときどきそうしている」の合算) が 37.6%、『そうしていない』(「あまりそうしていない」と「そうしていない」の合算) が 61.4%となっています。学年別では、相談できずそのままにする中２が、小５と比べて 10.2 ポイント高くなっています。

■何か困ったことがあったら相談できずそのままにすることがあったか

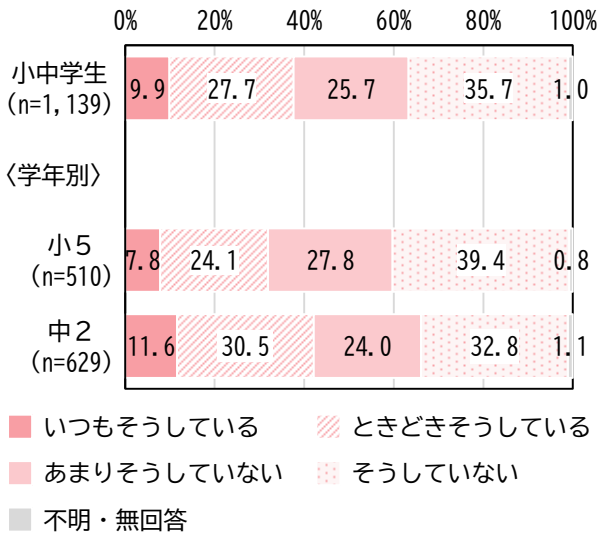



相談できずにそのままにすることもが４割近くおり、困り事をそのままにせず、誰かに相談できるように、制度の周知や周りの大人が寄り添えるような支援が求められます。

【こどもまんなか社会について】

○「「こどもの権利」についての条例（ルール）を聞いたことがあるか」については、小中学生全体で『内容を知っている』（「聞いたことがあり、内容を知っている」と「聞いたことはあり、内容をある程度知っている」の合算）が 11.8%、『内容は知らない・聞いたことがない』（「聞いたことがあるが、内容は知らない」と「聞いたことがない」の合算）が 87.6%となっています。学年別では、いずれの学年も『内容は知らない・聞いたことがない』が、それぞれ８割以上と高くなっています。

○「「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じるか」については、小中学生全体で『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合算）が 40.3%、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算）が 58.5%となっています。学年別では、「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じる中２が、小５と比べて 26.1 ポイント低くなっています。

■「こどもの権利」について条例（ルール）を聞いたことがあるか

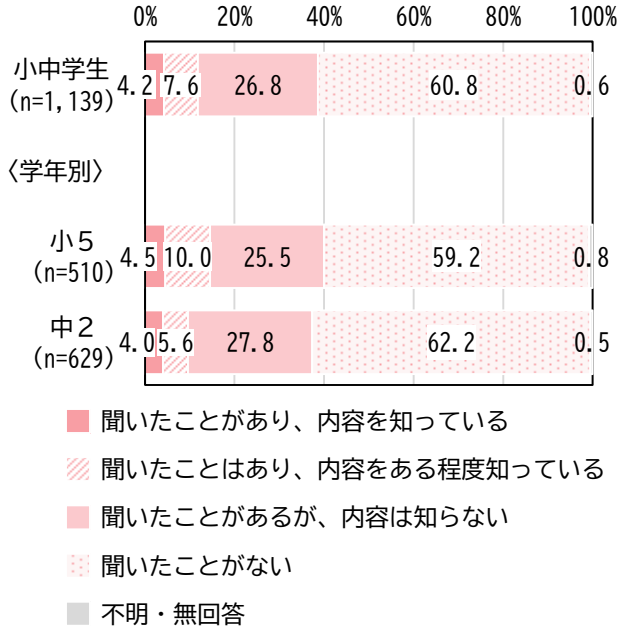

■「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じるか

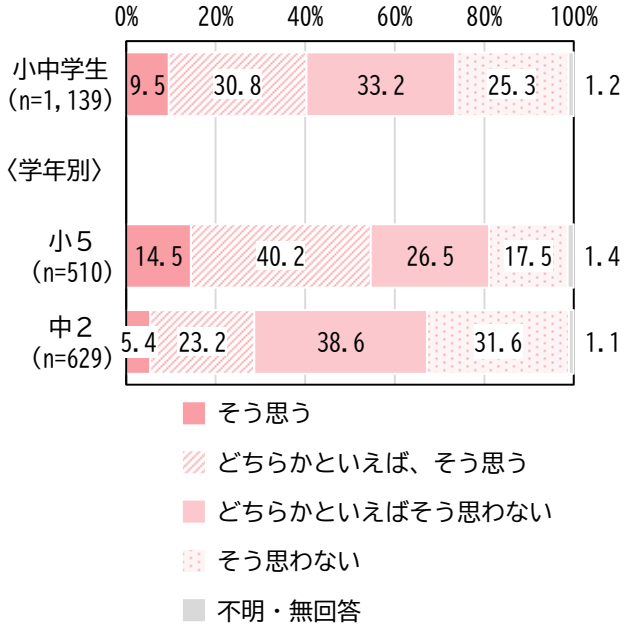

○「長久手市がどんなまちになってほしいか」については、小中学生全体で「あんしんして暮らせるまち」が 77.3%と最も高く、次いで「いろんな人にやさしいまち」が 62.6%、「みんながなかよしなまち」が 60.3%となっています。学年別では、いずれの学年も「あんしんして暮らせるまち」が最も高く、小５で 77.8%、中２で 76.9%となっています。

■長久手市がどんなまちになってほしいか（上位３位）

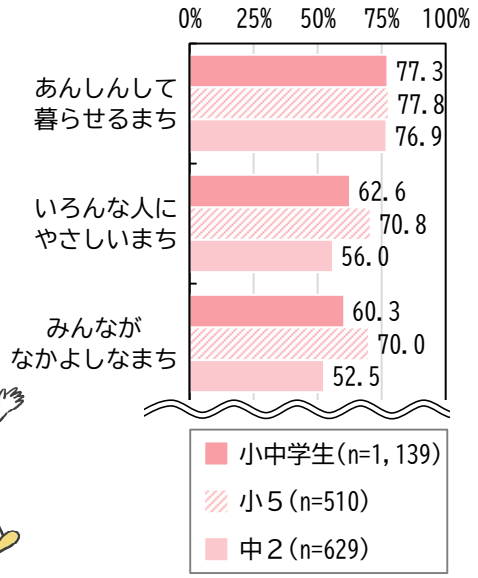

長久手市が安心して暮らせるまちになってほしいと思っているこどもが８割近くいます。

こどもが安心して暮らせるよう、こどもの意見を踏まえた施策を推進していく必要があります。



❸15～29 歳調査の結果（一部抜粋）

【基本属性】

○年齢は、15～29 歳全体で「15～17 歳」「26～29 歳」がそれぞれ 25.4%と最も高く、次いで「18～21 歳」が 24.9%、「22～25 歳」が 22.7%となっています。

■年齢

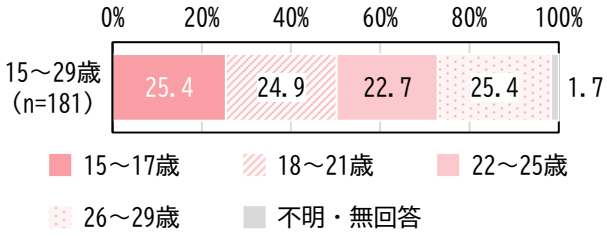

【居場所について】

○「自宅以外の地域や職場等の社会での居場所があるか」については、15～29 歳全体で『ある』(「ある」と「どちらかといえばある」の合算）が 86.2%、「どちらともいえない」が 4.4%、「あまりない」が 8.8%となっています。年齢別では、『ある』と回答した人が、年齢が高いほど少なくなっています。

○「居場所としてあると良い場所」については、15～29 歳全体で「友達と話したり、遊んだりできるスペース」が 60.2%と最も高く、次いで「気軽に立ち寄れて、ゆっくりできる場所（カフェのような雰囲気など)」が 59.1%、「一人で静かに過ごせる場所（読書や勉強など)」が 55.2%となっています。

■自宅以外の地域や職場等の社会での居場所はあるか

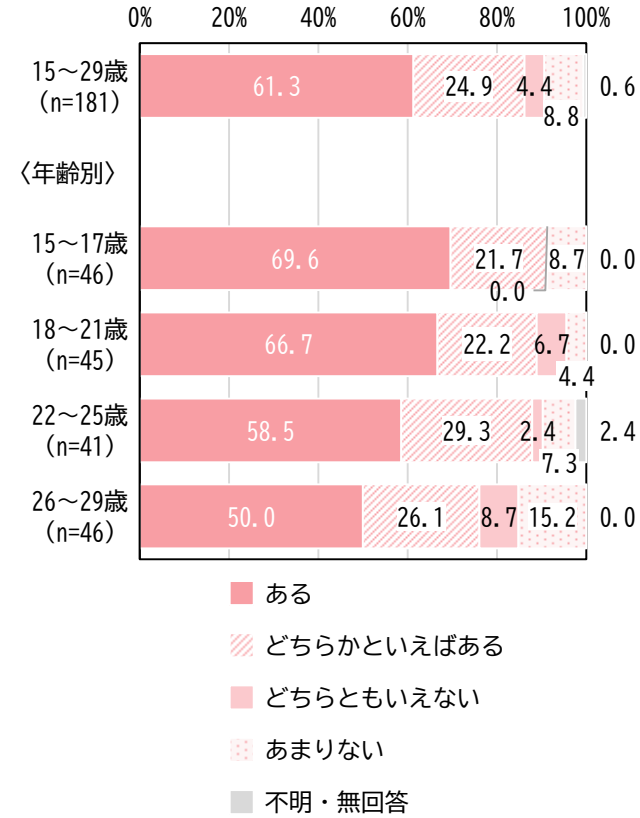

■居場所としてあると良い場所（上位３位）

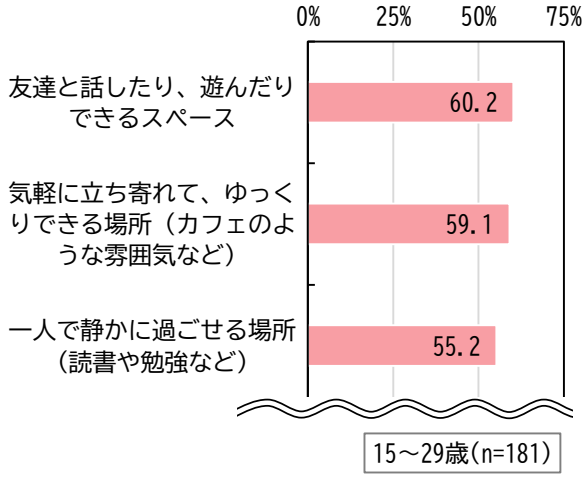

年齢が高いほど、居場所があると感じる人が減っている傾向があります。

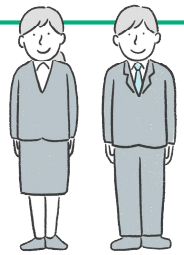

【自身の気持ちについて】

○「現在悩んでいることや不安に感じていること」については、15～17 歳で「勉強や進学のこと」、18～21 歳で「将来のこと」、22～25 歳で「将来のこと」「仕事や就職のこと」、26～29 歳で「お金のこと」がそれぞれ最も高くなっています。

○「困難や生きづらさを感じたときに助けてくれる人」については、15～29 歳全体で「家族・親戚」が 74.0%と最も高く、次いで「友達」が 66.9%、「学校・塾・習い事の先生」が 14.4%となっています。なお、「そのような人はいない」は 6.6%となっています。

■現在悩んでいることや不安に感じていること
（各年代の上位１位）

年代	悩みや不安	割合
15～17 歳(n=46)	勉強や進学のこと	63.0%
18～21 歳(n=45)	将来のこと	57.8%
22～25 歳(n=41)	将来のこと／仕事や就職のこと	各 63.4%
26～29 歳(n=46)	お金のこと	69.6%

■困難や生きづらさを感じたときに助けてくれる人
（複数回答）

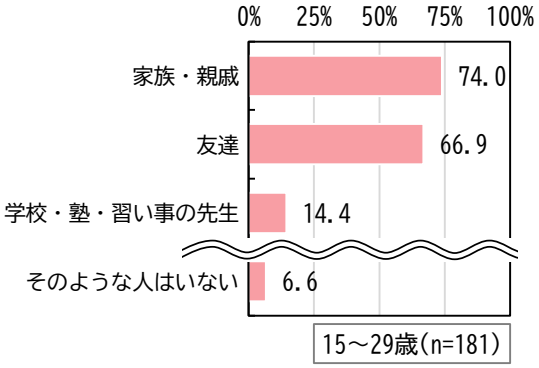

悩んでいることや不安に感じていることは、ライフステージによって変化することが伺えます。
何かあったときに助けてくれる人がいないこども・若者も一定数存在することから、
悩みに応じた相談支援体制の整備が求められます。

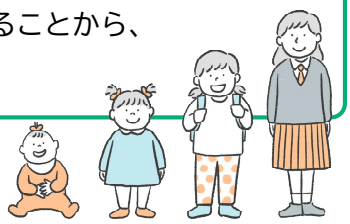

【結婚や出産のことについて】

○「結婚できる年齢に達していない」または「結婚していない」「結婚したことがあるが、今はそうではない（別居中含む）」と答えた 145 人のうち、「将来、結婚（事実婚を含む）したいか」について確認したところ、15～29 歳全体で『結婚したい』（「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」の合算）が 73.1%、『結婚したくない』（「どちらかといえば結婚したくない」と「結婚したくない」の合算）が 14.5%、「考えたことがない」が 12.4%となっています。年齢別では、26～29 歳で『結婚したくない』が 27.8%と、他の年代と比べて高くなっています。

○「将来、こどもを持ちたいと思うか」については、15～29 歳全体で『こどもを持ちたい』（「こどもを持ちたい」と「どちらかといえばこどもを持ちたい」の合算）が 59.1%と最も高く、次いで『こどもを持ちたくない』が 18.8%、「すでにこどもがいる」が 12.2%となっています。年齢別では、15～17 歳、18～21 歳で『こどもを持ちたくない』がそれぞれ２割以上となっています。

■将来、結婚（事実婚を含む）したいか

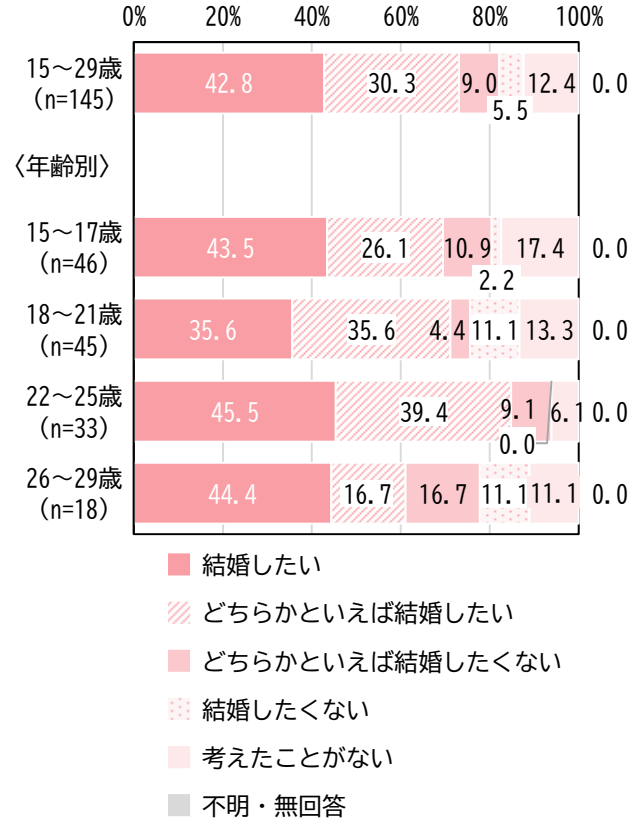

■将来、こどもを持ちたいと思うか

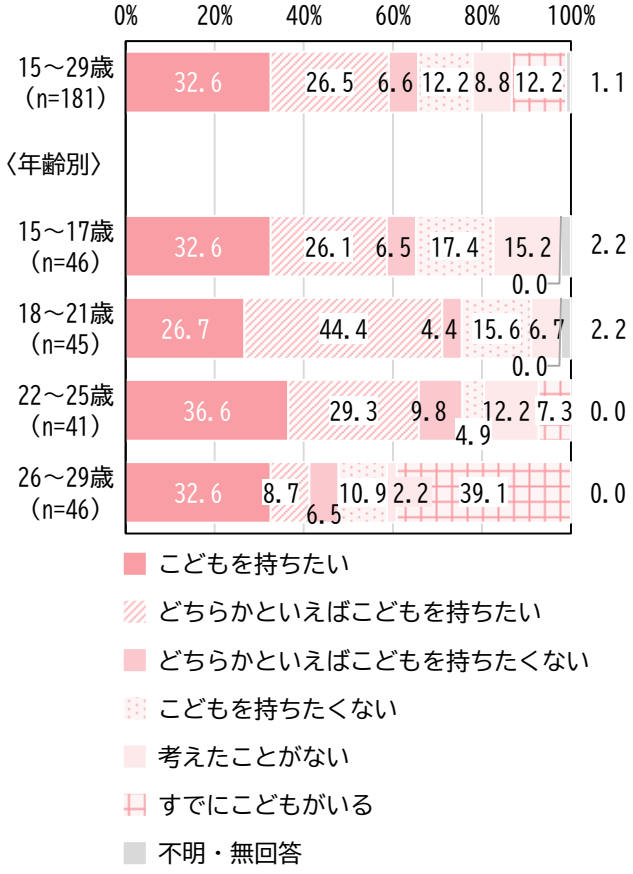

○「長久手市が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うか」については、15～29 歳全体で『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が 77.9%、『向かっていると思わない』（「どちらかといえば向かっていると思わない」と「向かっていると思わない」の合算）が 20.9%となっています。年齢別では、子育て当事者が多く該当する 26～29 歳で『向かっていると思わない』が 32.6%と、他の年代と比べて高くなっています。

多くの若者が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると回答しているものの、子育てに温かい社会に向かっていないと回答したこども・若者もいます。結婚やこどもを持つことを希望する人が、安心して希望する選択肢を選べるよう、妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援が求められます。



■長久手市は「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うか

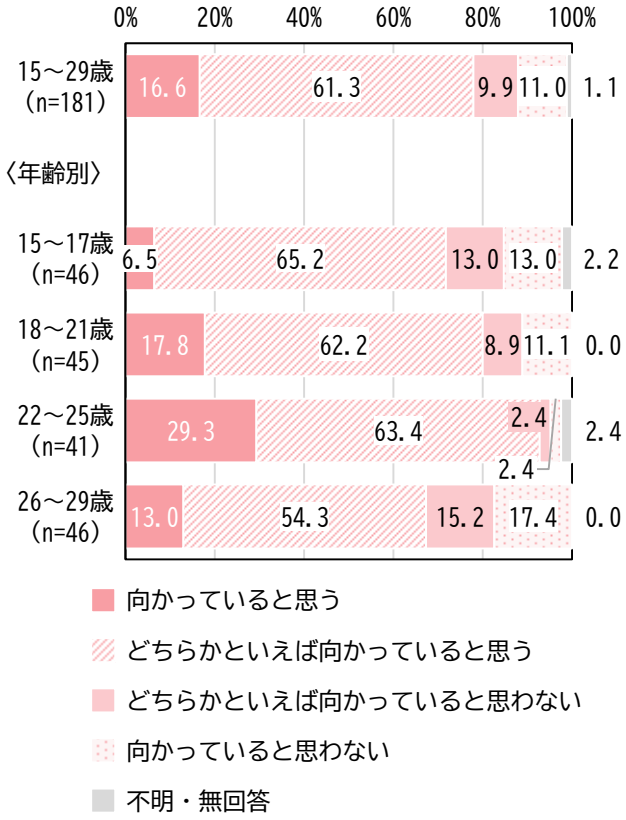

【地域での過ごし方について】

○「学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うこと」については、15～29 歳全体で「芸術（音楽を演奏したり、絵を書いたり、劇を見たりする活動）」が 35.4%と最も高く、次いで「自然や動物・植物に触れる」が 29.8%、「スポーツ」が 27.6%となっています。

芸術にもっと取り組みたいと考えているこども・若者が４割近くいます。芸術活動は、こども・若者の豊かな感性を育む点でも、重要であるため、取組の充実が求められます。

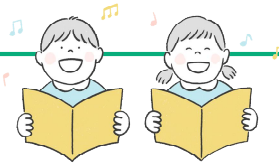

■学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うこと

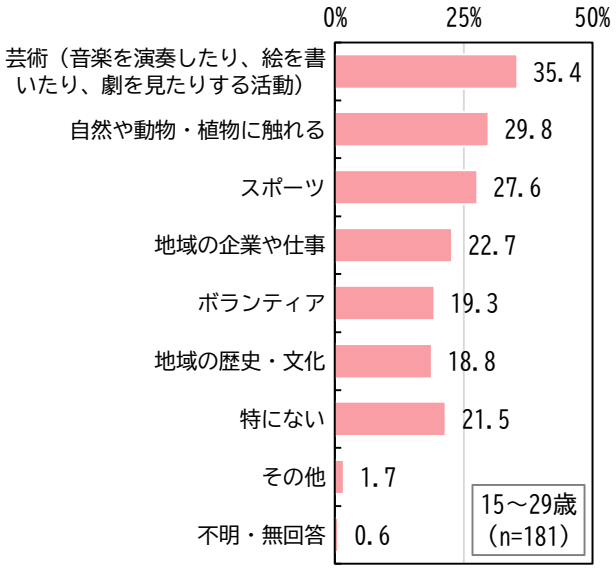

【こどもまんなか社会について】

○「「こどもの権利」について聞いたことがあるか」については、15～29 歳全体で「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 32.6%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が 27.1%、「聞いたことはあり、内容をある程度知っている」が 21.5%となっています。年齢別では、概ね年代が上がるにつれて『聞いたことがない・内容を知らない』（「聞いたことはあるが、内容は知らない」と「聞いたことがない」の合算）が高くなっています。

■「こどもの権利」について聞いたことがあるか

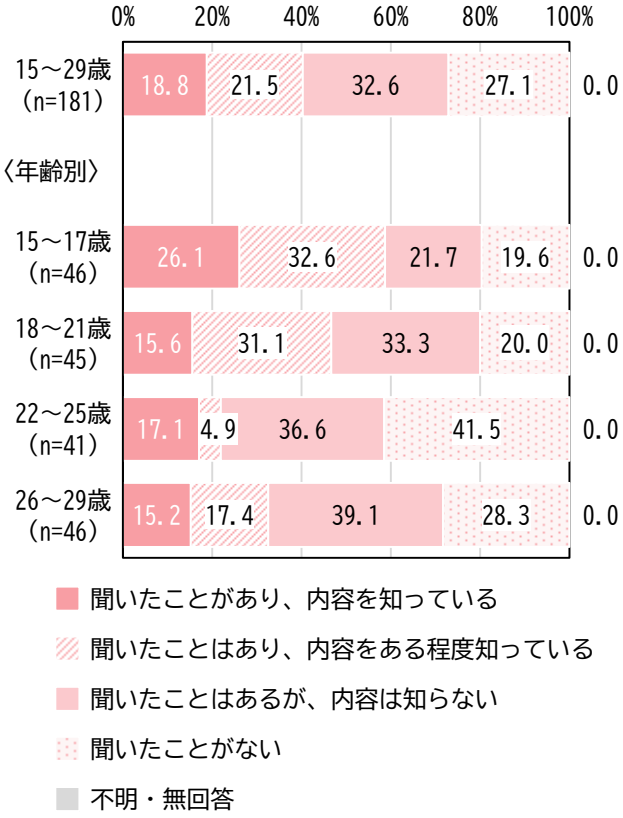

○「「こどもの権利」を守るためにあると良いと思う仕組み」については、15～29歳全体で「こどもに「こどもの権利」について学校などで教える」が59.7%と最も高く、次いで「こどもが困ったときに学校や親に知られず、相談できる場をつくる」が51.4%、「市民に広く「こどもの権利」について周知する」が45.9%となっています。

■「こどもの権利」を守るためにあると良いと思う仕組み（上位３位）

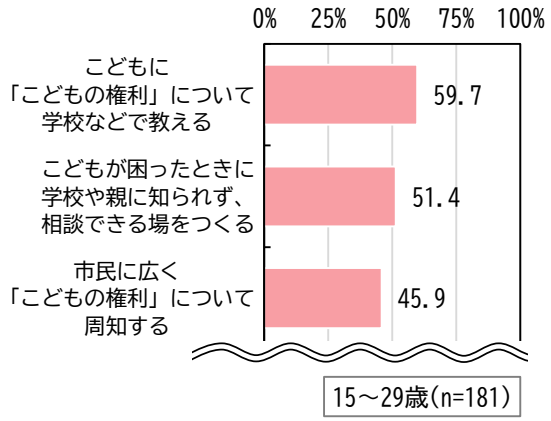

○「「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じるか」については、15～29歳全体で『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算）が33.7%、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算）が64.0%となっています。

○「長久手市が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか」については、15～29歳全体で『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が50.8%、『向かっていると思わない』（「どちらかといえば向かっていると思わない」と「向かっていると思わない」の合算）が47.0%となっています。

■「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じるか

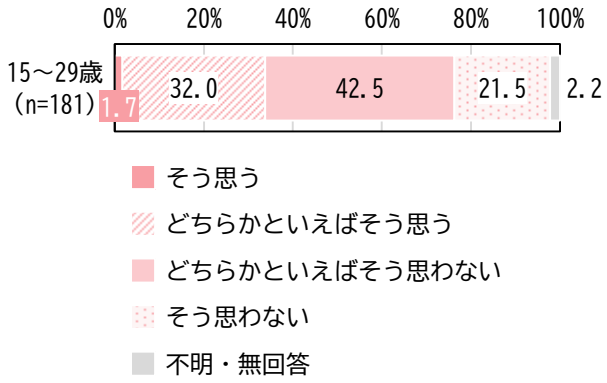

■長久手市が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか

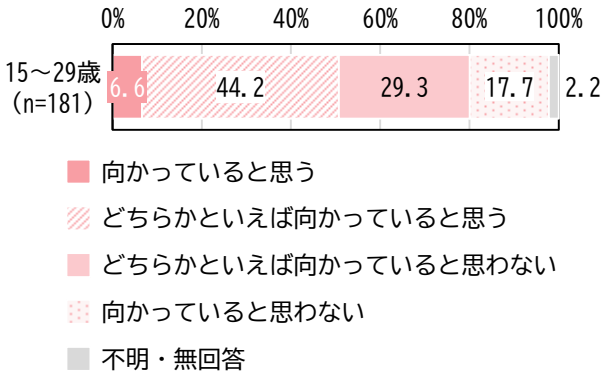

小中学生の調査同様、「こどもの権利」や「こどもまんなか社会」などの考え方について、さらなる理解の促進が求められます。周知啓発の取組を進める必要があります。



【定住意向について】

○「今後も長久手市に住み続けたいか」については、15～29 歳全体で「住み続けたい」が 56.9%、「転出したい」が 11.0%、「わからない」が 30.9%となっています。年齢別では、15～17 歳、18～21 歳で「住み続けたい」がそれぞれ５割近くと、全体と比較して低くなっています。

○「こども・若者のために、長久手市に必要な取り組みだと思うこと」については、15～29 歳全体で「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が 69.6%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 35.4%、「こどもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす」「悩みを抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」がそれぞれ 28.2%となっています。

■今後も長久手市に住み続けたいか

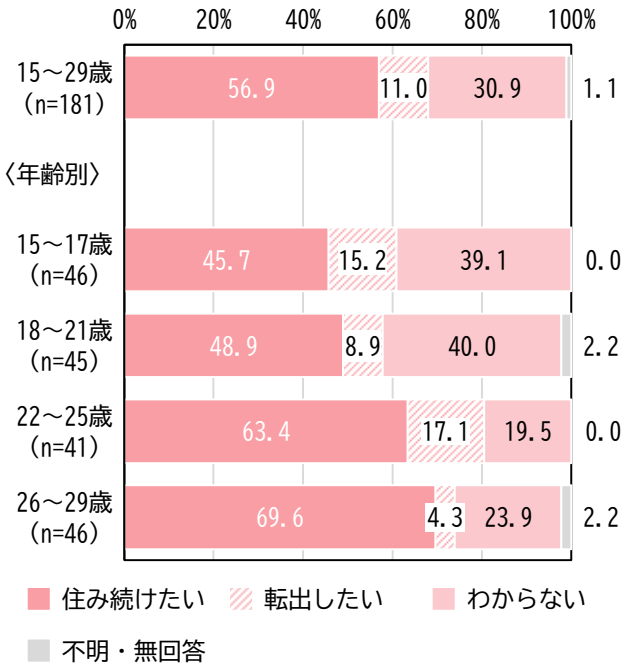

■こども・若者のために、長久手市に必要な取り組みだと思うこと（上位３位）

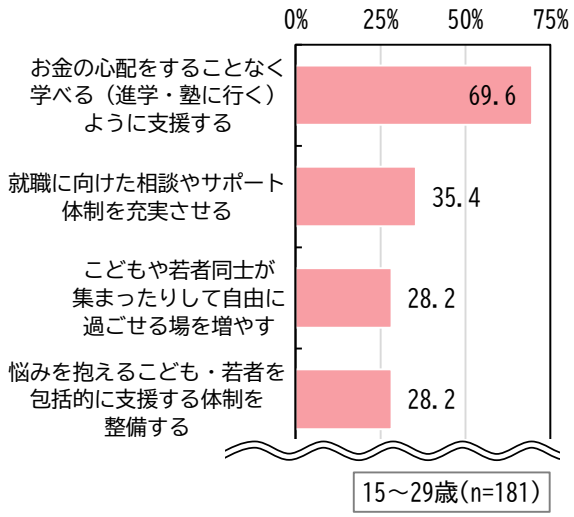

定住意向は、特に学生が多い年代で住み続けたいと思うこども・若者が少ないことが伺えます。こども・若者の年代に応じたニーズを踏まえ、進学・就職を経ても本市に住み続けたい、戻ってきたいと思えるような若者支援の充実が求められます。



3　データからみる長久手市の課題

❶こども・若者の権利の保障

アンケート調査によると、「こどもの権利」についての条例を聞いたことがある小中学生は約１割、「こどもの権利」について聞いたことがあり、内容まで理解している 15～29 歳は約４割にとどまっています。また、こどもの意見が社会に取り入れられていると感じる割合は、小中学生で約４割、15～29 歳では約３割と、いずれも半数に満たない状況です。

国の「こども基本法」に基づく「こどもまんなか社会」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者の意見の聴取・反映や権利の尊重が重視されています。こども・若者が自らを権利の主体であると実感できる環境づくりに向けて、「こどもの権利」や「こどもまんなか社会」の考え方について、こども・若者のみならずおとなにも広く浸透させ、こども・若者を権利の主体として尊重する意識を育んでいくことが求められます。

❷多様な居場所づくり

小中学生へのアンケート調査によると、学校終了後に最も多くの時間を過ごす場所と、最も安心できる居場所が一致していないこどもが一定数存在しています。特に、児童クラブ・学童保育・部活動・塾・習い事などは、放課後の主な過ごし方として多く挙げられる一方で、安心できる居場所としてはほとんど挙げられていません。

一方、「第３期子ども・子育て支援事業計画」策定時の保護者アンケートでは、就労している母親の割合が増加しており、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」など、放課後のこどもの預かり施設へのニーズも高まっています。

また、15～29 歳へのアンケート調査では、年齢が上がるにつれて「居場所がある」と感じる割合が低下しています。

さらに、全国的に不登校児童生徒が増加していることも踏まえ、引き続き各年代のニーズに応じた多様な居場所の確保に取り組んでいくとともに、既存の居場所の充実や周知に取り組み、利用促進していく必要があります。

❸若者の未来を支えるライフステージに応じた支援

15～29 歳へのアンケート調査によると、悩みや不安の内容はライフステージによって変化しており、進学や就職、結婚などの転機を経て、若者を取り巻く状況が大きく変化していくことがうかがえます。

一方で、特に学校教育終了後の若者は身近な相談先を失いやすく、既存の支援制度から孤立しやすい傾向にあり、本市においても必要な支援や情報が十分届かず、相談や支援につながりにくい状況が考えられます。

若者施策のさらなる充実に向け、引き続き若者の実態やニーズの把握を行いながら、必要な支援が確実に届く体制を構築するとともに、若者施策の検討を進める必要があります。

❹安心して生み育てられる環境整備

本市の出生率は全国及び愛知県と比較して高いものの、出生数・出生率は減少傾向にあります。

15～29 歳へのアンケート調査によると、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると感じる割合は、子育て当事者が多い 26～29 歳で他の年代より低くなっています。また、全体の約２割が将来こどもを持ちたくないと考えており、こどもを持つことに対する不安を抱える若者が一定数存在しています。

こどもを持つことを希望する人が安心して選択できるよう、妊娠・出産・子育てに至るまでの切れ目のない支援の充実が求められます。

❺働く女性への支援

本市の女性の労働力率は年々上昇しており、働く女性は増加しています。一方で、全国及び愛知県と比較してM字カーブの谷が深く、子育てを期に就業を中断する女性が比較的多い状況がみられます。

また、本市では転入者の増加や世帯規模の縮小、核家族化の進行がみられ、子育てを支える身近な人が少ない環境にある家庭も増えています。

このような状況下で、子育てと仕事の両立が難しいことを理由に就業をあきらめるケースも想定されるため、希望する人が働き続けられるよう、仕事と子育ての両立支援の取組を一層推進していく必要があります。

❻支援を必要とするこども・若者や家庭への対応

小中学生へのアンケート調査では、家庭内で育児や通訳などを担っているこどもが一定数みられ、ヤングケアラーが潜在している可能性があります。さらに、保護者アンケートでは、こどもへの虐待につながる行動があると回答した割合が約４割となっています。加えて、障がいのあるこどもや発達に課題のあるこどもなど、多様な状況に置かれているこども・若者が、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちが保障されるよう、周囲の理解や支援の充実が求められます。

いじめについては、小中学生へのアンケート調査において、いじめを経験または目撃したことがあるこどもが１割を超えており、困ったときに相談せずに抱え込むこどもも４割近くいます。15～29 歳へのアンケート調査でも、困難時に頼れる人がいないと感じる人が一定数存在しています。

支援を必要とするこども・若者の早期発見とともに、状況や悩みに応じた相談支援等を充実させる必要があります。

第３章　こども計画が目指すこと

1　基本理念

本計画においては、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、これまで取り組んできたこども・子育て施策を引き続き進めるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「こども・若者の意見の尊重及び反映」等の考え方を加えた、こども・若者に関する総合的な取組を、行政や家庭、学校、地域などが一体となって推進していく必要があります。

そのため、本計画では、「第３期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念にこども・若者の意見を取り入れた新たな基本理念を設定し、本市におけるこども・若者施策のさらなる充実と推進に努めます。

● 基 本 理 念 ●

一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされ、
こどもがすくすく育つまち



参考にしたこども・若者等の意見

一人ひとりのこどもの声や気持ち

◆「第１回　子ども子育て会議の委員の意見」

（「こどもの権利」を守るうえでおとなたちが「大切にすべきこと」「できること」は何ですか？）

…「こどもの話を丁寧に聞く」「こどもが納得するまで話し合う」「普段の生活の様子をよく見る」

こどもの声が大切にされ、

◆「こども会議」や「こども・若者アンケート調査の自由意見」

…「おとなの意見で決めつけるのではなく、こどもの意見を聞いてほしい」「こどもだからって言わないでほしい」「こどもに対して、おとなと同じく平等に接するようになってほしい」「夢や目標を応援してほしい」

2　基本目標

本計画の基本理念である「一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされ、こどもがすくすく育つまち」を実現するにあたって、国の「こども大綱」で示される重要事項を踏まえた以下の５項目を基本目標と定め、各種施策を推進していきます。

基本目標１　こどもまんなかまちづくり

「長久手市こどもの権利条例」に基づき、市全域で「こどもの権利」への理解を深め、こども・若者の声や気持ちを大切にする機運を育みます。また、こども・若者の目線に立った相談支援体制や居場所の整備を進め、社会全体でこどもが権利の主体として尊重される「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。

基本目標２　母子の健康づくり

妊娠、出産から幼児期、思春期、若者期に至るまで、こども家庭センターを中心に医療体制の充実、保健対策等を推進し、こども・若者や子育て家庭の生涯を通じた心身の健康づくりを切れ目なく支援します。

基本目標３　こども・若者が健やかに成長するための支援

こども・若者が、自分自身で人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう、多様な教育や体験の機会をつくります。また、不安を抱えるこどもたちのケアを多角的に進め、すべてのこども・若者が安心・安全な環境のもとで成長できるよう、環境を整備します。

基本目標４　安心して子育てができる環境の整備

質の高い教育・保育環境の確保と、家庭・職場・地域が一体となった「共働き・共育て」を支援します。多様な保育ニーズへのきめ細かな対応や、男性の育児参画の促進、女性の就業継続の支援などを通じて、仕事と子育てを両立し、笑顔で生み育てられるまちを目指します。

基本目標５　多様な状況のこども・若者への支援

関係機関が連携し、虐待、貧困、ヤングケアラー、障がい、または外国にルーツを持つなど、多様な困難や生きづらさを抱えるこども・若者や家庭の一人ひとりの状況に寄り添い、適切な支援につなぐことで、誰一人取り残さない社会づくりを進めます。

3 施策の体系

本計画では、以下の体系に基づき、こども・若者施策を展開します。

基本理念	基本目標	施策
一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされ、こどもがすくすく育つまち	1 こどもまんなかまちづくり	1 こどもの権利の保障
	2 母子の健康づくり	1 妊娠・出産・乳幼児に関する支援 2 保健・医療体制の充実
	3 こども・若者が健やかに成長するための支援	1 地域で健やかに成長する機会の充実 2 こども・若者に寄り添う支援の充実
	4 安心して子育てができる環境の整備	1 教育・保育サービスの充実 2 多様な子育て支援サービスの充実 3 いつでも相談できる体制づくり 4 共育てに向けた支援 5 妊娠・出産・子育て世帯への経済的支援の充実 6 ひとり親家庭への支援
	5 多様な状況のこども・若者への支援	1 虐待の防止、早期対応 2 こどもの貧困対策 3 ヤングケアラーへの支援 4 外国にルーツを持つこども・若者への支援 5 障がいのあるこども・若者への支援

第４章　施策の展開

色のバランスも加味した上で、
施策の展開が確定後、
ここのページに「ページの見方」を挟む

基本目標１　こどもまんなかまちづくり

現状と課題

●本計画に係るアンケート調査では、「こどもの権利（条例）」の認知度は小中学生でわずか１割に留まり、15～29 歳でも約６割が内容を知らないなど、まだ十分にその内容が周知されていません。また、こども・若者の意見反映については、「反映されていない」と回答した小中学生、15～29 歳がいずれも半数以上と、自分たちの意見が尊重されているという実感は乏しくなっています。

●本計画の基本理念である「一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされるまち」の実現に向け、2026（令和８）年度に制定した「長久手市こどもの権利条例」に基づき、こども・若者の意見を取り入れながら、市全体でこども・若者を支援し、後押しする「こどもまんなか社会」の基盤をつくっていくことが重要です。

写真を掲載

児童館や公園等の居場所、
話し合いの風景　等

基本目標１の成果目標

No.	項目	現状値	目標値
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う若者の割合	50.8%	70.0%
2	「今の自分が好きだ」と思う若者の割合	77.3%	現状維持 ※国（こども大綱）　目標値 70%
3	「こどもの意見が社会に取り入れられている」と思うこども･若者の割合	こども　40.3% 若　者　33.7%	こども　70.0% 若　者　70.0%

（成果目標において、注釈がない項目については、「こども」は本計画策定に係る小中学生調査（小学５年生及び中学２年生）、「若者」は 15～29 歳調査（15～29 歳）から引用しています。また、目標値については国のこども大綱に定められている数値としています。）

関連するＳＤＧｓ



こども・若者の声



◆おとなの意見だけではなく、こどもの意見も聞いてほしい。
◆こどもだけで行ける、自由で安心して過ごせる場所を増やしてほしい。
◆校則やルールの意味をきちんと教えてほしい。

※基本目標ごとに、小中学生調査、15～29 歳調査の記述回答から関連する主な意見を抜粋して掲載しています。（以下、同様）

施策１　こどもの権利の保障

取組１　こどもの権利を守る

●こどもが権利の主体として尊重されるよう、こどもだけでなくおとなに対しても、こどもの権利について理解を深める機会を充実します。

●こども会議等のこども・若者が自ら意見を表明できる機会を設け、こども・若者の意見を施策に反映します。

～11 月 20 日は「ながくてこどもの日」～
「長久手市こどもの権利条例」がスタートした、この日を
「ながくてこどもの日」として、こどもの権利の普及啓発を行います。

主な事業（☆：新規事業）

☆こどもの権利の啓発事業／☆こどもの意見表明の場の確保／☆こどもの権利に関する学習機会の提供

取組２　こどもが安心して相談できる環境づくり

●こども家庭センターにおいて妊産婦、保護者、こどもへの相談支援を行い、関係機関と連携のもと、個々の状況に応じた切れ目のない支援を提供します。

主な事業

こども家庭センターの運営

取組３　こども・若者の居場所づくり

●既存の施設・活動等を活用し、こども・若者の視点に立った地域の居場所づくりを推進します。

●必要に応じて、こども・若者が利用する施設等の整備を行います。

主な事業

地域共生ステーションの設置・運営／児童館の運営／児童館等の改修

基本目標２　母子の健康づくり

現状と課題

●健康は、幸福な人生を送るための大切な資源のひとつです。こどもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、健康的な生活が送れるよう、関係機関と連携した取組が必要です。

●近年は核家族化の進行や妊娠・出産年齢の上昇等、出産・子育てを取り巻く状況が変化しており、育児不安や孤立感を感じる人も少なくありません。生まれる前から若者になるまで、生涯を通じて安心して健康的な生活を送れるよう、健診や相談を充実するとともに、機会を捉え、必要な情報提供を行っていくことが求められます。

写真を掲載

健診や教室・
講座の実施風景　等

基本目標２の成果目標

No.	項目	現状値		目標値
4	「自分は幸せだ」と思うこどもの割合	92.1%	➡	現状維持
5	「自分は健康だ」と思うこどもの割合 ※	90.2%	➡	現状維持

※令和５年９月１日～令和５年９月 15 日に実施した「長久手市民の健康づくりを考えるためのアンケート」の小学５年生及び中学２年生の結果を引用しています。

関連するＳＤＧｓ





◆長久手市が、元気で幸せに暮らせるまちであってほしい。
◆長久手市で出産、子育てをするメリットがあると嬉しい。
◆医療や妊娠・出産にかかる費用の負担をもう少し減らしてほしい。

施策１　妊娠・出産・乳幼児に関する支援

取組１　産前産後の支援の充実

●安心して出産を迎え、子育てを始められるよう、家事・育児支援、情報提供、相談、訪問等の多様な事業を通じて妊娠期から出産、産後、子育て期まで一貫した切れ目のない支援を実施します。

●妊娠・出産に伴う費用負担の軽減に取り組み、安心してこどもを持つことができる環境づくりを推進します。

主な事業

産後ケア事業の実施／こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施／産前・産後サポーター派遣事業の実施／妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施／利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）の実施／助産施設入所・母子生活支援施設入所措置事業の実施／出産祝い事業の実施

取組２　妊娠に関する正しい知識の定着

●これから生み育てる世代となるこどもに向けて、妊娠、出産に関する正しい知識や健康管理の必要性を伝える機会を提供します。

主な事業

思春期保健の推進

施策２　保健・医療体制の充実

取組１　母子保健の充実

●乳幼児とその保護者に対し、発育・発達の確認、疾病の早期発見・早期治療、むし歯予防のための生活習慣の確立、育児不安の軽減等を目的として、定期的な健診や相談支援を行います。
●予防接種を実施し、こどもの健康管理を支援します。
●予診票の電子化や予防接種の接種記録・費用請求事務の負担軽減、記録情報の利活用を目指し、予防接種に関する情報をデジタル化することで、健診や予防接種を受けやすい環境を整備します。

主な事業（☆：新規事業）

乳幼児健康診査・相談等の実施／歯科保健の推進／健康相談（各種相談）の実施／☆５歳児健康診査の実施／予防接種事業の実施／☆予防接種事務のデジタル化の推進／地域保健活動の実施／低所得妊婦初回産科受診費用の助成

取組２　こどもの医療体制の充実

●未熟児から高校卒業までの医療費（保険診療の自己負担）を負担し、すべてのこどもを適切な医療につなげます。

主な事業

子ども医療費の支給／未熟児養育医療費用給付の実施

基本目標３　こども・若者が健やかに成長するための支援

現状と課題

●近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が次世代を生き抜く力を身に付けられるよう、地域と連携しながら、こども・若者を支え、育む環境づくりが求められています。

●本計画に係るアンケート調査では、若者の悩みや不安はライフステージに応じて変化しており、その内容は、それぞれ直近の将来に関することが中心となっています。

●また、同調査において、いじめを経験または目撃したことがある小中学生が１割を超えているほか、悩みがあっても困ったときに相談せず、一人で抱え込むこどもが４割近くなっています。

写真を掲載

体験活動・学校教育の風景　等

●全国的には若者層の死因に占める自殺の割合が高く、2022（令和４）年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、こども・若者の自殺対策が重点施策として新たに位置づけられました。

●学校内外において、支援を必要とするこども・若者の声を見過ごすことなく、一人ひとりの悩みに寄り添いながら、安心・安全に学び、育つことができる環境の整備が必要です。

基本目標３の成果目標

No.	項目	現状値		目標値
6	「自分には自分らしさというものがある」と思う若者の割合	77.4%	→	90.0%
7	「自分の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	こども　79.7% 若　者　76.8%	→ →	こども　80.0% 若　者　80.0%

（成果目標において、注釈がない項目については、「こども」は本計画策定に係る小中学生調査（小学５年生及び中学２年生）、「若者」は 15～29 歳調査（15～29 歳）から引用しています。また、目標値については国のこども大綱に定められている数値としています。）

関連するＳＤＧｓ



こども・若者の声



◆こどもが夢に向かって頑張れるようなサポートをしてほしい。
◆自分がまちのために何をすれば良いのか学べる機会がほしい。
◆教室に行きたくても行けない子の未来が明るくなるような取組をしてほしい。
◆いじめをなくしてほしい。

施策１　地域で健やかに成長する機会の充実

取組１　地域での多様な体験活動の推進

●多様な遊び・体験の場を提供し、自然や歴史、文化、芸術、地域、人等に触れ合う機会を創出します。
●部活動の地域展開により、こどもが将来にわたりスポーツや文化に親しむ機会を創出します。

主な事業

自然体験学習事業（平成こども塾）／文化芸術アウトリーチ事業／保育所地域交流事業（たけのこクラブ）／地域クラブ運営事業

取組２　地域での学習環境づくり

●コミュニティスクールや子ども会、地域のボランティア等により、地域全体でこどもの育ちを支えます。
●保育所や学校における給食を通して、食に対する正しい知識や食習慣の習得につなげるとともに、地元の伝統野菜を紹介することで地元への愛着や地産地消についての意識醸成を図ります。
●乳幼児への絵本の配布や読み聞かせ等を通じて、幼い頃からのこどもの読書活動の充実を図ります。

主な事業

コミュニティスクール事業／子ども会への支援／ボランティア活動の推進／長久手田園バレー事業／保育所での食育事業／ブックスタート事業／絵本の読み聞かせの実施

施策２　こども・若者に寄り添う支援の充実

取組１　インターネットの利用に関する対策

●こども・若者がインターネットを利用した悪質な犯罪等から自分の身を守れるよう、学校教育において、児童・生徒がネットリテラシーを身に付ける機会を設けます。

主な事業

情報モラル教育の実施

取組２　相談支援等の充実

●各種分野の相談窓口を設置し、多様な悩みを抱えるこども・若者やその保護者への相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて他の窓口につなぐなど、各機関で連携し、適切な支援を提供します。

●こども・若者の命と安全を守るため、こども・若者が抱える不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげます。

主な事業

教育支援センター事業／生活困窮者自立支援事業の実施／貧困家庭への総合的な支援／
ひきこもり相談／こころの相談室／人権相談／心の健康チェック

取組３　困難を抱えるこども・若者への支援

●各種専門職や学校、関係機関等と連携のもと、不登校児童生徒やいじめの問題を抱えるこどもなど、多様な課題に対して必要な支援を検討し、課題解決を図ります。

主な事業

スクールソーシャルワーカーによる支援／教育支援センター事業【再掲】／いじめ問題対策連絡協議会

取組４　こども・若者の未来を広げる支援

●就労に関する悩みを抱える若者を対象として、職業的自立に向けた支援を行う『なごや若者サポートステーション』と連携した相談会を実施し、若者の就職等を支援します。

主な事業

若者の就労に関する相談

基本目標４　安心して子育てができる環境の整備

現状と課題

●本市では働く女性が増加しているものの、全国や愛知県と比較して、出産・育児を機に就業を中断する女性が比較的多い特徴があります。さらに、転入者の増加や核家族化が進行しており、身近に頼れる親族や近隣住民が少なく、子育てに不安や負担、孤立感を抱えやすい家庭が増加していることが懸念されます。

●本計画に係るアンケート調査では、15～29 歳の約２割が「将来こどもを持ちたくない」と回答し、特に子育て当事者層が多い 26～29 歳の約３割が「結婚や子育てに温かい社会に向かっていると思わない」と感じるなど、子育てやこどもを持つことへの不安を抱える若者が存在します。

写真を掲載

子育て支援サービスや
子育て中の親向けの
イベント・講座の開催
風景　等

●引き続き、子育て世代のニーズを踏まえ、子育て支援サービスを提供するとともに、男性の育児参加の促進や、職場や地域が一体となった仕事と家庭の両立支援をより一層強化していくことが求められます。

基本目標４の成果目標

No.	項目	現状値	目標値
8	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う若者の割合	77.9%	現状維持 ※国（こども大綱）　目標値 70%

（成果目標において、注釈がない項目については、「こども」は本計画策定に係る小中学生調査（小学５年生及び中学２年生）、「若者」は 15～29 歳調査（15～29 歳）から引用しています。また、目標値については国のこども大綱に定められている数値としています。）

関連するＳＤＧｓ



こども・若者の声



◆子育て世帯にやさしい長久手市になってほしい。
◆おとなやこどもに対して、様々なサポートをすることで子育てしやすく、みんながやりたいことができるまちにしたい。
◆金銭的な不安が大きく、こどもを生むことができない。

施策１　教育・保育サービスの充実

取組１　認定こども園、保育所、幼稚園、病児保育などでの支援の充実

●認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などにおいて、保護者の多様なニーズに沿った支援の充実や施設の整備などを行い、通常時から緊急時まで、安心してこどもを預けられる環境づくりに努めます。

●育休を経て、希望する人が円滑に職場復帰できるよう、育休退園制度の廃止について段階的に検討します。

●様々な状況においてかかる費用の補助や助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

保育所の受入れ体制の確保／保育所の自園調理の実施／育休退園制度廃止の拡大／乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）／産休明け保育の実施／延長保育事業の実施／土曜日保育の実施／休日保育の実施／病児・病後児保育事業の実施／保育料の軽減／認可外保育施設利用者への支援／病児・病後児保育助成金／多様な集団活動事業の利用支援事業

取組２　一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進

●保護者がどのような場面でも安心してこどもを預けられる環境の整備を進め、仕事と子育ての両立や地域での子育ての支援、保護者の疾病等による緊急時対応、育児疲れ等の解消に努めます。

主な事業

一時預かり事業の充実（一時保育）／子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施

取組３　教育・保育等子育て支援を行う事業者への支援の充実

●教育・保育等子育て支援を行う事業者に対し、運営費・事業費の補助や必要な情報提供、相談・助言支援等を行い、地域の子育て支援環境の充実を図ります。

主な事業

幼稚園運営に対する補助／認定こども園への移行の案内／民営保育施設に対する補助／多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施

取組４　保育士等の人材育成・処遇改善

●県や市の職員研修を通じて、保育士等の人材を育成します。
●市独自の保育士配置基準を設け、保育士の負担軽減を図るとともに、保育の質を確保します。

主な事業

保育士研修への参加／こどもの権利を尊重した保育の実施／１歳児保育事業の保育士配置の充実

取組５　幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

●相互の現場の状況を理解し、指導に生かすため、保育士や幼稚園教諭と小学校教員の情報交換会を行います。また、就学や進学に向けた不安を解消するため、新入学児童生徒が学校を見学する機会を設けます。

主な事業

保幼小中交流事業

取組６　放課後児童の受け皿づくり

●こどもが安心・安全に過ごせる放課後の居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室、学童保育所の充実を進めます。

主な事業

放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学童保育所の実施

施策２　多様な子育て支援サービスの充実

取組１　こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援

●こども家庭センターを中心とした他機関との連携のもと、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもへの一体的な相談支援を行います。

主な事業

こども家庭センターの運営【再掲】

取組２　地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

●地域で安心して子育てができるよう、相談支援や情報共有、交流の場の提供、講座の開催、費用の助成など、地域のニーズに応じた多様なサービスを展開します。

主な事業

地域子育て支援拠点事業の実施／保育所地域交流事業（たけのこクラブ）【再掲】／保育園等の園開放の実施／多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施／健康教育（各種教室）の実施／関係機関や地域住民と連携した支援の実施

施策３　いつでも相談できる体制づくり

取組１　切れ目のない相談支援

●場面や状況に合わせた多様な方法により、関係機関の連携のもと、保護者への相談支援を行い、子育ての負担感、孤立感の軽減に努めます。

主な事業

利用者支援事業（こども家庭センター型）の実施【再掲】／利用者支援事業（基本型）の実施／利用者支援事業（特定型）の実施／利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）の実施【再掲】／家庭児童相談の充実

取組２　保護者に寄り添う家庭教育支援

●家庭内でのこどもの基本的習慣や自立心等を育むための家庭教育支援を推進します。

主な事業

おやこのじかんの実施

施策４　共育てに向けた支援

取組１　共育てに向けた支援

●男女共同参画を推進するとともに、家族で支え合いながら子育てできるよう、共育てを支援します。
※「共育て」とは…保護者同士で協力し合い、子育てすること。

主な事業

男女共同参画の推進／パパママ教室の実施

施策５　妊娠・出産・子育てにかかる経済的支援の充実

取組１　妊娠・出産・子育て世帯への経済的支援の充実

●妊婦への支援給付等により、こどもを希望する人への経済的な不安の軽減に努めます。
●こどもの育ちの各段階においてかかる費用の補助や助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

妊婦のための支援給付事業／児童手当の支給

施策６　ひとり親家庭への支援

取組１　生活支援、子育て支援、就労支援等の実施

●ひとり親家庭に対する子育て支援サービスの利用料の軽減や、医療費助成、生活に係る費用の負担軽減により、保護者の負担軽減を図ります。

●資格取得や講座受講に関する給付金を通じて、ひとり親家庭が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう支援します。

主な事業

母子・父子家庭福祉資金貸付事業の実施／遺児手当（愛知県・長久手市）の支給／児童扶養手当の支給／母子・父子家庭医療費の支給／自立支援教育訓練給付金の実施／高等職業訓練促進給付金の実施／養育費履行確保事業の実施

取組２　こどもに届く生活・学習支援

●支援内容を随時検討しながら、必要な支援がこどもに直接届く生活援助や学習支援を実施します。

主な事業

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施／子どもの生活・学習支援の実施

取組３　ワンストップで必要な支援につなげる相談支援の実施

●生活の安定や子育て、就業に関して相談支援を行い、関係機関との連携により、適切な支援につなげます。

主な事業

女性相談事業の実施／ひとり親家庭相談の実施

基本目標５　多様な状況のこども・若者への支援

現状と課題

●本市では、就学援助を必要とする経済的困難家庭が一定数みられ、障がいのあるこども、日本語指導を要するなど外国にルーツを持つこども・若者も増加していることが見込まれます。

●本計画に係るアンケート調査では、担っている家族のお世話の内容として、育児や通訳を挙げているこどもがおり、潜在的な「ヤングケアラー」の早期発見や支援が課題となっています。

●児童虐待や貧困、ヤングケアラー、ルーツ、障がいなど、こども・若者を取り巻く課題は多岐にわたっており、複合的に絡み合っていることも想定されるため、それぞれの状況に応じたきめ細かな寄り添いが必要です。

写真を掲載

こどもたちの笑顔や
遊んでいる風景　等

●2024（令和６）年４月に設置したこども家庭センターを中心に、引き続き関係機関の連携・協働のもと、誰一人取り残さない切れ目のない支援ネットワークを強化していくことが重要です。

基本目標５の成果目標

No.	項目	現状値	目標値
9	「生活に満足している」と思う若者の割合	60.8%	70.0%
10	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	こども　90.3% 若　者　93.4%	こども　現状維持 ※国（こども大綱）　目標値 97.1% 若　者　現状維持 ※国（こども大綱）　目標値 97.1%

（成果目標において、注釈がない項目については、「こども」は本計画策定に係る小中学生調査（小学５年生及び中学２年生）、「若者」は 15～29 歳調査（15～29 歳）から引用しています。また、目標値については国のこども大綱に定められている数値を参考としています。）

関連するＳＤＧｓ



こども・
若者の声



◆生まれつき特性のあるこどもも安心・安全で自由に暮らせるまちにしてほしい。
◆相談支援を使っているのは恥ずかしいことではないと、みんなに知ってほしい。
◆障がいのある人への制度を柔軟に改善してほしい。
◆外国の方への配慮ができ、その人たちにも平等なまちになってほしい。

施策１　虐待の防止、早期対応

取組１　子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

●こども家庭センターを中心として、各種相談支援や養育支援を行い、世帯の困りごとを包括的に受け止める切れ目のない相談支援体制を構築します。

主な事業

こども家庭センターの運営【再掲】／養育支援訪問事業の実施／子育て世帯訪問支援事業の実施

取組２　連携による虐待防止や早期発見

●児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を中心に、関係機関の情報共有と連携のさらなる強化に努めます。
●ＤＶ防止のための広報・啓発活動や相談体制の充実、対象者の自立支援を行います。

主な事業

要保護児童等に対する関係機関の連携による支援／ＤＶ防止対策の充実

取組３　こどもの権利を尊重した一時的な施設等での養育

●多様な理由でこどもの養育が一時的に困難となった場合に、施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、こどもの権利擁護を推進します。

主な事業

子育て短期支援事業の実施

取組４　親子関係の形成支援

●児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付ける研修等を行い、親子の関係づくりを支援します。

主な事業

親子関係形成支援事業

施策２　こどもの貧困対策

取組１　関係機関と連携した相談支援

●各種手続きの場や訪問等において、関係機関と連携した就労や子育て、生活全般についての相談支援を行うとともに、総合的な支援の提供体制整備を進めます。
●生涯設計等に関する講演会を開催するなど、生活に関する知識や情報の提供を行います。
●関係機関や地域住民との連携のもと、地域全体で子育て家庭を支援します。

主な事業

貧困家庭への総合的な支援【再掲】／貧困家庭への生活支援事業の充実／関係機関や地域住民と連携した支援の実施【再掲】

取組２　学習機会の確保

●就学援助世帯、ひとり親家庭のこども等に対し、学習支援等のこどもに直接届く支援を提供します。

主な事業

子どもの生活・学習支援の実施【再掲】／生活困窮者自立支援事業の実施【再掲】

取組３　保護者への就労支援

●経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、相談から就労支援まで、自立に向けた支援を行います。

主な事業

生活困窮者自立支援事業の実施【再掲】／生活保護受給者等就労自立促進事業の実施

取組４　保護者への経済支援

●生活保護受給家庭やひとり親家庭に対する子育て支援サービスの利用料の軽減、生活に係る費用の負担軽減、就学費用の援助等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

児童クラブ利用料の軽減／実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施／遺児手当（愛知県・長久手市）の支給【再掲】／児童扶養手当の支給【再掲】／就学援助費の支給

施策３　ヤングケアラーへの支援

取組１　ヤングケアラーの早期発見・支援

●支援が必要な家庭に対し、必要に応じて適切なサービスにつなげます。
●支援者に向けたヤングケアラーに関する周知・啓発、支援者向け連絡先ガイドラインの作成・配布により、ヤングケアラーの早期発見・把握に努めます。

主な事業

子育て世帯訪問支援事業の実施【再掲】／ヤングケアラーに関する周知啓発

施策４　外国にルーツを持つこども・若者への支援

取組１　外国にルーツを持つこども・若者への支援

●「第２次長久手市多文化共生推進プラン」に基づき多文化共生及び国際交流施策を実施し、多文化共生の推進を図ります。

主な事業

多文化共生推進事業

施策５　障がいのあるこども・若者への支援

取組１　障がい児への支援

●障がい者自立支援協議会における障がいのある児童を取り巻く環境の現状把握や、事業所間の情報共有を目的とした講習会の開催等を通じて、障がい児の状況に応じた適切な支援体制の構築に努めます。
●障がいのあるこどもや発達に特性のあるこども及びその保護者に対し、発達の特性や段階に応じた各種サービスの提供・充実を行います。
●適切な障がい児保育の環境整備や特別支援教育就学奨励費の支給等、障がい児への教育・保育体制の充実に努めます。
●児童発達支援センターの機能強化に努め、中核機関として関係機関の連携を強化し、切れ目のない支援体制づくりを行います。
●障がい者基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との連携のもと、相談支援や必要な情報提供や支援、権利を守るための援助を行います。

主な事業

障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の充実／児童発達支援センターの運営／障がい児保育の実施／特別支援教育就学奨励費の支給／関連図書の収集（点字図書等）／障害者相談支援事業

取組２　障がいの早期発見とその後の支援

●市内の保育所・幼稚園、学校等関係機関への巡回相談や、専門家による相談、障がいの早期発見により、早期対応に努めます。

主な事業

巡回相談の実施／発達相談業務及び療育支援体制の充実／発達性ディスレクシア（読み書き障がい）のスクリーニング検査の実施

取組３　医療的ケア児への支援

●小中学校において、日常的に必要となる医療的ケアを安全かつ適正に実施し、安心して過ごせる学校の環境づくりを行います。
●看護師による看護・介護の提供により、家族の休息時間の確保や負担の軽減・きょうだい児と過ごす時間を作り、看護する方の心身の負担を軽減します。

主な事業

小中学校における医療的ケア児への支援／医療的ケア児在宅レスパイト事業

第５章　量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1　趣旨

本章においては、国が示す基本指針※における「基本的記載事項」にあるとおり、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

2　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

本市では、地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に考慮し、市全域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な拡充と質を向上に取り組みます。

ただし、放課後児童健全育成事業については小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

3 「量の見込み」と「確保方策」

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、５年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する提供量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和５年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（事業毎の図表では、「量の見込み」を「見込み量」、「提供体制」を「提供量」と記載しています）

（１）児童数の推移・推計

本市の０～14 歳の児童数は 2021（令和３）年以降減少傾向にあり、特に未就学児の減少が続いています。児童推計をみると、2025（令和７）年以降も減少を続ける見込みであり、未就学児、小学生は引き続き減少していくことに加え、2028（令和９）年以降は中学生も減少に転じることが予測されます。

■児童数の推移・推計

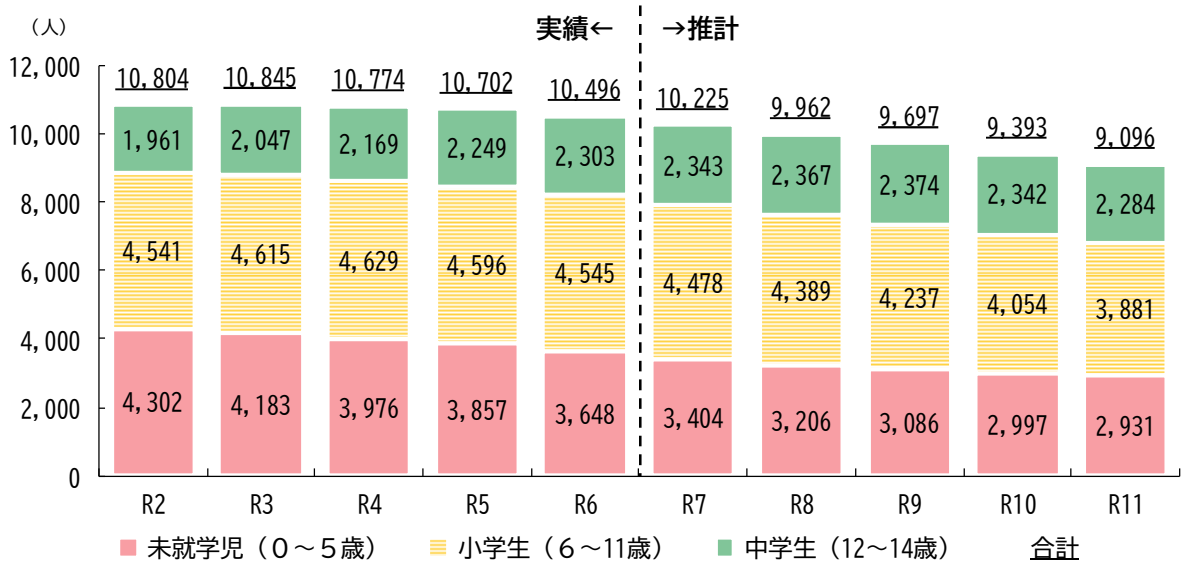

資料：第３期長久手市子ども・子育て支援事業計画

（２）教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、３つの認定区分（１号認定、２号認定、３号認定）に分かれ、認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

■教育・保育に関する施設

施設	内容
幼稚園	３歳から小学校入学までのこどもに対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	０歳から小学校入学前までのこどもに対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり、保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	０歳から小学校入学前までのこどもに対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。 地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な３歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、こどもを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年１回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
１号認定	３歳から５歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
２号認定	３歳から５歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
３号認定	０歳から２歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

（３）地域子ども・子育て支援事業

量の見込みと確保方策を定める事業は、以下のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名		主な対象
（１）延長保育事業		保護者の就労などで保育が必要な未就学児
（２）放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）		保護者の就労などで保育が必要な小学生
（３）子育て短期支援事業		家庭における養育が一時的に困難となったこども
（４）一時預かり事業	幼稚園型	幼稚園に通園する園児
	幼稚園型以外	未就学児
（５）病児・病後児保育事業		病気又は、病気の回復期で保育が必要なこども
（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		生後６か月から小学６年生までのこども
（７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		未就学児がいる家庭
（８）利用者支援事業		子育てに関する相談支援が必要な家庭
（９）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）		生後４か月頃までの乳児がいる家庭
（10）養育支援訪問事業		保護者の養育を支援することが特に必要と判断等される家庭
（11）妊婦に対する健康診査		妊娠中の女性
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業		支給認定された家庭（世帯の所得に応じた支援）
（13）子育て世帯訪問支援事業		妊産婦家庭及び子育て家庭
（14）児童育成支援拠点事業		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等
（15）親子関係形成支援事業		親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭
（16）産後ケア事業	宿泊型	市内に住所を有し、出産後４か月未満の母親とその乳児
	通所型	市内に住所を有し、出産後１歳未満の母親とその乳児
	訪問型	市内に住所を有し、出産後１歳未満の母親とその乳児

4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

（１）教育ニーズ：１号認定

本市には、私立幼稚園（新制度未移行の幼稚園）が３園あります。
児童数の減少に伴い、１号認定は減少を続けていくと見込まれます。

■１号認定の見込み量と提供量　　単位：人

区分		第３期計画				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①	見込み量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
	他市町のこども[1]	140	140	140	140	140
②	提供量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園	566	523	494	465	447
	他市町の施設[2]	550	550	550	550	550
差（②－①）		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

○市内の幼稚園が継続的かつ安定的に運営できるよう、引き続き幼稚園の運営費を補助します。
○多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある幼稚園をはじめとした関係施設等と連携して提供体制の確保に努めます。

（２）保育ニーズ：２号認定

本市には、公立保育所が６園、私立保育所が７園、地域型保育施設が８園あります。
児童数の減少に伴い、２号認定は減少していくと見込まれます。

■２号認定の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 見込み量	973	921	891	857	844
② 提供量	1,164	1,134	1,104	1,104	1,104
差（②－①）	191	213	213	247	260

【今後の方向性】

○市内にある保育所(認可保育所・地域型保育事業所)等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。
○建物の老朽化により 2026（令和８）年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

[1] 他市町のこども：他市町から市内に通園するこどもの人数（内訳：名古屋市 90 人、日進市 50 人）
[2] 他市町の施設　：市内から他市町に通園するこどもの人数（内訳：名古屋市 320 人、日進市 150 人、尾張旭市 80 人）

（３）保育ニーズ：３号認定

本市には、公立保育所が６園、私立保育所が７園、地域型保育施設が８園あります。
児童数は減少していますが、３号認定は０～２歳児いずれも増加していくと見込まれます。

■３号認定（０歳児）の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	100	107	108	110	113
②　提供量	139	139	139	139	134
特定教育・保育施設	122	122	122	122	117
特定地域型保育事業	17	17	17	17	17
差（②－①）	39	32	31	29	21

■３号認定（１歳児）の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	239	233	250	256	263
②　提供量	258	258	258	258	263
特定教育・保育施設	215	215	215	215	220
特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
差（②－①）	19	25	8	2	0

■３号認定（２歳児）の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	266	257	248	263	266
②　提供量	297	297	297	297	297
特定教育・保育施設	254	254	254	254	254
特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
差（②－①）	31	40	49	34	31

【今後の方向性】

〇市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。

〇建物の老朽化により令和８年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

（１）延長保育事業

就労時間等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合に認可保育施設において、保育時間を延長してこどもを預かる事業です。

本市では、公立保育所２園、私立保育所７園、地域型保育施設３園で実施しています。

■延長保育事業の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	257	242	233	227	222
②　提供量	257	242	233	227	222
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある保育施設と連携して提供体制の確保に努めます。

（２）放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館、専用施設等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業の見込み量と提供量　　単位：人

区分		第３期計画				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①	見込み量	1,131	1,119	1,082	1,039	997
	長久手小学校区	161	158	156	146	143
	西小学校区	160	166	165	166	166
	東小学校区	173	178	178	187	184
	北小学校区	270	269	262	248	243
	南小学校区	142	132	121	109	94
	市が洞小学校区	225	216	200	183	167
②	提供量	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
	長久手小学校区	174	174	174	174	174
	西小学校区	150	150	150	150	150
	東小学校区	180	180	180	180	180
	北小学校区	230	230	230	230	230
	南小学校区	191	191	191	191	191
	市が洞小学校区	240	240	240	240	240
差（②－①）		34	46	83	126	168

【今後の方向性】

放課後の居場所に関する事業については、利用ニーズが増加傾向かつ多様化しているため、今後も拡充していくとともに、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

◆放課後児童対策パッケージに基づく数値計画について

■放課後児童対策パッケージに基づく数値計画　　単位：校

区分	現状値（令和６年度）	第３期計画（令和 11 年度）
放課後子ども教室	4	6
うち校内交流型	3	6

【今後の方向性】

これまでの放課後児童対策の取組をさらに進めるため、国において令和５年 12 月に「放課後児童対策パッケージ」が策定されたことに伴い、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

（３）子育て短期支援事業

保護者の病気、その他の理由で、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に養育する事業です。

本市においては、市内の児童養護施設１か所、市外の児童養護施設１か所、市外の乳児院１か所で実施しています。

■子育て短期支援事業の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	55	55	55	55	55
②　提供量	55	55	55	55	55
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今期も児童養護施設及び乳児院とで連携し、継続して実施していきます。

（４）一時預かり事業

❶幼稚園型の事業

幼稚園又は認定こども園で、主として幼稚園等に在籍する満３歳以上の幼児を、教育時間の前後に当該幼稚園等において一時的に預かる事業です。

本市では、市内の幼稚園３園で実施しています。

■一時預かり事業（幼稚園型）の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	173	160	151	142	137
②　提供量	173	160	151	142	137
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内外幼稚園と連携して提供体制の確保に努めます。

❷幼稚園型以外の事業

保育園等で主として保育園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に、保護者の就労や病気等でこどもを保育することができない場合に一時的に預かる事業です。

本市では、公立保育所４園、私立保育所３園で実施しています。

■一時預かり事業（幼稚園型以外）の見込み量と提供量　　単位：回

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	872	822	791	768	751
②　提供量	872	822	791	768	751
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

多様な保育ニーズに対応するため、今後も保育所と連携して提供体制の確保に努めます。

（５）病児・病後児保育事業

児童が病気時や病気の回復期に、保育所等に通えない児童の保護者が保育をできない場合に、児童を一時的に預かる事業です。

本市では、市内及び市外（名古屋市）計２か所の医療機関に併設した施設で実施しています。

■病児・病後児保育事業の見込み量と提供量　　単位：回

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	602	567	545	530	518
②　提供量	602	567	545	530	518
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行いたい方（援助会員）、依頼と援助を両方行う方（両方会員）での相互援助活動を行う事業です。

■子育て援助活動支援事業の見込み量と提供量　　単位：回

区分		第３期計画				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量		1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
	未就学児	527	505	489	476	470
	低学年	735	725	695	645	596
	高学年	308	301	292	287	283
②　提供量		1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
	未就学児	527	505	489	476	470
	低学年	735	725	695	645	596
	高学年	308	301	292	287	283
差（②－①）		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

利用者ニーズの把握を行い、適切に対応できるよう今後も事業を継続します。

（７）地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家族に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、こどもの発達やこどもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行う事業です。

本市では、子育て支援センター１か所のほか、児童館６か所を類似施設として実施しています。

■地域子育て支援拠点事業の見込み量と提供量　　単位：回

区分		第３期計画				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①	見込み量	50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
②	提供量	50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
	子育て支援センター　利用回数	24,960	24,960	24,960	24,960	24,960
	児童館　利用回数	25,692	22,745	20,960	19,635	18,653
差（②－①）		0	0	0	0	0
実施か所数	子育て支援センター	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	児童館	６か所	６か所	６か所	６か所	６か所

【今後の方向性】

今後も児童館等の既存の公共施設等の資源を有効活用し、身近な地域で集まれる場で継続して展開します。

（８）利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他の子育てサービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■利用者支援事業の見込み量と提供量　　単位：回

区分		第３期計画				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①	見込み量	2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
	基本型[3]	240	360	360	480	480
	特定型[4]	490	500	510	522	533
	こども家庭センター型[5]	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
	妊婦等包括相談支援事業型[6]	997	1,041	1,026	1,020	1,022
②	提供量	2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
	基本型	240	360	360	480	480
	特定型	490	500	510	522	533
	こども家庭センター型	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
	妊婦等包括相談支援事業型	997	1,041	1,026	1,020	1,022
差（②－①）		0	0	0	0	0
実施か所数	基本型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	特定型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	こども家庭センター型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	妊婦等包括相談支援事業型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

【今後の方向性】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関の連絡調整等を継続して実施します。

○「基本型」として、市内子育て支援団体に委託して実施し、子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供等を行う「地域子育て相談機関」を１か所設置します。

○「特定型」として、保育事業を中心とした子育て支援分野の子育てコンシェルジュを配置します。

○「こども家庭センター型」として、統括支援員、子ども家庭支援員、保健師等を配置し、継続して対応していきます。

○「妊婦等包括相談支援事業型」として、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで身近に相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

---

[3] 基本型：子育て支援員等を配置。こども及び保護者が子育てに関わる支援事業などを円滑に利用できるよう相談窓口及び地域連携を推進するための取組を実施。

[4] 特定型：子育てコンシェルジュを配置。地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援など実施。

[5] こども家庭センター型：統括支援員を配置、母子保健機能としては保健師等を配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施。児童福祉機能としては子ども家庭支援員、虐待対応専門員を配置し、子ども家庭支援全般に係る支援を実施。

[6] 妊婦等包括相談支援事業型：妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。

（９）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、助言をする事業です。

本市では、３～４か月児健診受診前の全乳児を対象とした、助産師または保健師による家庭訪問を実施しています。

■乳児家庭全戸訪問事業の見込み量と提供量　　単位：件

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	472	493	486	483	484
②　提供量	472	493	486	483	484
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も全乳児に対して継続して実施し、こどもの養育状態の確認と育児相談による子育て不安の軽減を図ります。

（10）養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ等の問題により、子育てへの不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し、養育に関する指導助言等をすることで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

本市では、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対して保健師が訪問し、養育に関する指導助言等をしています。

■養育支援訪問事業の見込み量と提供量　　単位：件

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	54	51	49	48	47
②　提供量	54	51	49	48	47
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も引き続き、養育に関する支援が必要と判断した家庭すべてに対して実施します。

（11）妊婦に対する健康診査

妊婦の健康状態を把握し、疾病の早期発見及び早期治療に努め、妊婦の健康の保持増進を目指す事業です。

本市では、妊婦に対し 14 回分の健康診査受診票を交付し、診査については、県内医療機関に委託し実施しています。なお、県外医療機関、助産所については、償還払いにて対応しています。

■妊婦に対する健康診査の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	472	493	486	483	484
②　提供量	472	493	486	483	484
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も親子（母子）健康手帳を交付したすべての妊婦に受診票を配布し、健康診査の受診を奨励します。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る費用負担を軽減する事業です。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園にかかる副食費についても、市が定める基準に基づき費用を助成します。

本市では、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用又は食事の提供にかかる副食材料費の実費徴収額に対して補助金を支給しています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込み量と提供量　　単位：回

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	170	160	154	150	147
②　提供量	170	160	154	150	147
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も児童の健やかな成長を支援するため、引き続き日用品等の補助を支給します。

（13）子育て世帯訪問支援事業

2022（令和４）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、様々な理由で養育支援が必要となっている又は、ヤングケアラーのいる家庭に対しての家事育児支援及び、妊娠中や産後に身内の支援が受けられず、心身の不調、育児不安がある家庭に対して産前・産後サポーターを派遣します。

■子育て世帯訪問支援事業の見込み量と提供量　　単位：回

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量	398	398	398	398	398
②　提供量	398	398	398	398	398
差（②－①）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員が家事・育児等の支援を実施します。

（14）児童育成支援拠点事業

2022（令和４）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

【今後の方向性】

本市においては、引き続きニーズの把握に努め、事業の実施体制について検討していきます。

（15）親子関係形成支援事業

2022（令和４）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者を対象とし、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の研修や講座等を実施します。

■親子関係形成支援事業の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量					10
②　提供量					10
差（②－①）					0

【今後の方向性】

研修やグループワークを通して、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が情報交換できる場を提供し、親子の関係づくりをサポートします。

（16）産後ケア事業

2024（令和６）年の子ども・子育て支援法改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業で、出産後の母親の育児不安や負担を軽減するため、助産師が母子の心身のケアや育児サポート支援をします。

本市に住民票がある産後１年未満（宿泊型は、産後４か月未満）の母子を対象に、病院や助産所等で宿泊型、通所型、訪問型のケアを実施しています。

■産後ケア事業の見込み量と提供量　　単位：日

区分		第３期計画				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量		62	86	107	128	145
	宿泊型	46	58	66	76	81
	通所型	11	21	31	40	50
	訪問型	5	7	10	12	14
②　提供量		62	86	107	128	145
	宿泊型	46	58	66	76	81
	通所型	11	21	31	40	50
	訪問型	5	7	10	12	14
差（②－①）		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

利用者のニーズに対応できるよう、今後も委託事業者と連携して提供体制の確保に努めます。

6　子育てのための施設等利用給付について

2019（令和元）年の子ども・子育て支援法の改正に伴う、教育・保育の無償化に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されています。

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです。

■施設等利用給付認定

認定区分	支給要件
新１号認定	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、新２号認定のこども及び新３号認定のこども以外のもの
新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過した小学校就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月 31 日までの間にある小学校就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新１号認定	満３歳以上の小学校就学前のこどもであって、新２号認定のこども及び新３号認定のこども以外のもの
新２号認定	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園、特別支援学校 （満３歳入園児は新３号、３歳児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
新３号認定	

〇子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮します。また、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

〇預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

〇その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討します。

〇特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

7 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない、０歳６か月から満３歳未満の小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本事業は、2025（令和７）年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、2026（令和８）年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

■乳児等通園支援事業の見込み量と提供量　　単位：人

区分	第３期計画				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　見込み量		186	184	186	184
０歳児		37	37	37	37
１歳児		79	82	81	80
２歳児		70	65	68	67
②　提供量		186	184	186	184
０歳児		37	37	37	37
１歳児		79	82	81	80
２歳児		70	65	68	67
差（②－①）		0	0	0	0

【今後の方向性】

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

8 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、市内に幼稚園が３か所、保育所が 13 か所整備されています。幼稚園では預かり保育を実施しており、保護者の就労形態に関わらず、夕方までこどもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、心と身体の発達を促す幼児教育を踏まえた運営を推進しています。

また、幼稚園・保育所職員合同での保育等に関する研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図ります。

併せて、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、幼稚園等における満３歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

さらに、小学校とも連携して学校見学等の交流を行うことで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。

第６章　計画の推進に向けて

1　推進の体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。

また、各関係部局が連携して横断的に取り組む推進体制を整備するとともに、学識経験者、各関係機関、団体の代表者及び公募の市民等を構成員とした、子ども・子育て支援法第 77 条に基づく「長久手市子ども・子育て会議」を中心に様々な意見を取り入れながら施策の推進を図ります。

2　計画の達成状況の点検及び評価

点検・評価については、ＰＤＣＡサイクルに基づき、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から行います。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離した場合には、必要に応じて見直しを行います。

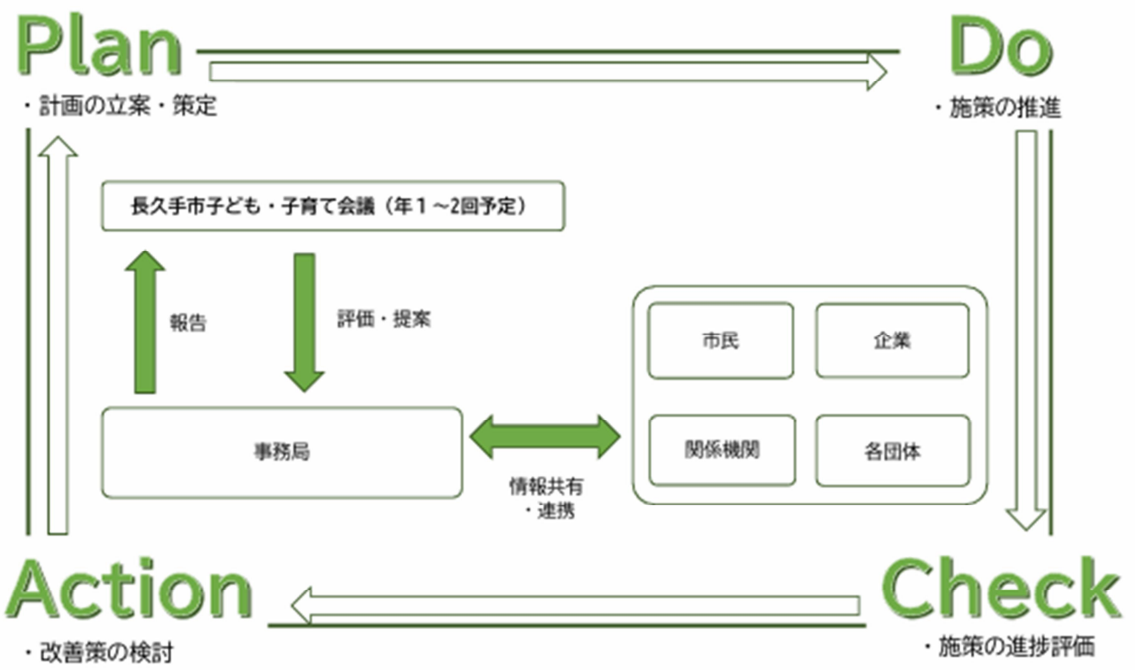

資料編

1 策定経過

区　分			実施内容
令和７年度	令和７年５月７日～令和７年６月 30 日　アンケート調査（小中学生調査）実施		
	令和７年６月３日～令和７年６月 25 日　ヒアリング調査実施		
	第１回	日　　時	令和７年７月 17 日（木曜日）午後２時から午後４時まで
		場　　所	長久手市役所　会議室棟２階　会議室H
		協議事項	【議題】 ⑴　子ども・子育てに関する市の取組 ア　令和７年度の主な事業 イ　第２期長久手市子ども・子育て支援事業計画の進捗確認及び第３期長久手市子ども・子育て支援事業計画の事業概要 ⑵（仮称）長久手市こども条例の制定に向けた取組
	令和７年９月 12 日～令和７年９月 26 日　アンケート調査（15～29 歳調査）実施		
	第２回	日　　時	令和７年 10 月 29 日（水曜日）午前９時から午前 10 時 30 分まで
		場　　所	長久手市北庁舎　２階　第５会議室
		協議事項	【議題】 ⑴　（仮称）長久手市こども条例について ア　（仮称）長久手市こども条例例制定に向けた取組について イ　（仮称）長久手市こども条例の骨子（案）について ⑵　乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）の実施について ア　実施に伴う「計画への追記」について イ　民間事業者の認定に伴う「意見聴取」について
	第３回	日　　時	令和７年３月 12 日（木曜日）午後２時から午後４時まで
		場　　所	長久手市北庁舎　２階　第５会議室
		協議事項	【議題】 ⑴　長久手市こどもの権利条例 ア　制定に向けた取組　　イ　素案 ⑵　（仮称）長久手市こども計画 ア　策定方針（案）　　イ　統計データからみる長久手の現状 ⑶　（仮称）長久手市こども計画の策定に向けた調査 ア　こども・若者の「生活」や「気持ち」に関するアンケート調査 イ　こどもの意識に関するヒアリング調査 【その他】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
令和８年度	第１回	日　　時	令和８年６月 29 日（月曜日）午後２時から午後３時 30 分まで
		場　　所	長久手市北庁舎　２階　第５会議室
		協議事項	【議題】 ⑴　第３期子ども・子育て支援事業計画　進捗確認 ア　令和８年度の主な事業　　イ　令和７年度の実績及び令和８年度の計画 ⑵　（仮称）長久手市こども計画 ア　骨子（案）　　イ　量の見込みと確保方策について ウ　施策体系（案） ⑶　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）民間事業者の認可等に伴う「意見聴取」

区　分			実施内容
令和8年度	第2回	日　　時	令和８年 10 月 23 日（金曜日）午後●時から午後●分まで
		場　　所	
		協議事項	【議題】 【その他】
	第3回	日　　時	令和８年 12 月 10 日（木曜日）午後●時から午後●分まで
		場　　所	
		協議事項	【議題】 【その他】
	令和８年 12 月●日～令和９年１月●日　パブリックコメント実施　（結果：●名、●件）		
	第4回	日　　時	令和９年●月●日（●曜日）午後●時から午後●分まで
		場　　所	
		協議事項	【議題】 【その他】

2　長久手市子ども・子育て会議条例

平成２５年６月２８日
条例第２５号

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第３項の規定に基づき、長久手市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（令５条例２０・一部改正）

（設置）

第２条　法第７２条第１項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

（令５条例２０・一部改正）

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員１５人以内で組織する。

２　子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　子どもの保護者

(3)　福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者

(4)　公募による市民

(5)　その他市長が特に必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議（次項及び第３項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子ども政策課において処理する。

（平３１条例３・令６条例３０・一部改正）

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年長久手村条例第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成３１年条例第３号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和５年条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

3　令和８年度　長久手市子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略）

区　分	所　属　等	氏　名
学識を有する者	椙山女学園大学教育学部教授	石橋　尚子
子どもの保護者	長久手市立東小学校 PTA 会長	徳田　優太
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	学校法人愛知医科大学	横井　勇二
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	杁ケ池 KIDS クリニック	片野　直之
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	民生委員・児童委員	渡邊　明実
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	愛知県瀬戸保健所	古橋　完美
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	子育て支援ネットながくて	樋口　ひろみ
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市立長久手小学校校長	宮下　志保
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	自然幼稚園 園長	神部　めぐみ
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会事務局長	見田　喜久夫
公募による市民	－	鈴木　タオ
公募による市民	－	梛野　千鶴
公募による市民	－	朴　信永



長久手市こども計画

発行年月　令和９年３月

発　行　愛知県長久手市
編　集　長久手市　子ども部　子ども政策課
〒480-1196　愛知県長久手市岩作城の内 60 番地１
電　話　0561-63-1111
ＦＡＸ　0561-63-2100